

第二十二回国 参議院社会労働委員会會議録第三十三号

昭和三十年七月二十七日(水曜日)午前十一時開会

出席者は左の通り。

委員長 小林 英三君

理事 加藤 武徳君

委員 常岡 一郎君

委員 竹中 勝男君

委員 山下 義信君

委員 柳原 亨君

委員 高野 一夫君

委員 谷口弥三郎君

委員 松岡 平市君

委員 田村 文吉君

委員 森田 義衛君

委員 阿貝根 登君

委員 山本 經勝君

委員 吉田 法晴君

委員 相馬 助治君

委員 有馬 英二君

委員 寺本 廣作君

委員 長谷部ひろ君

事務局側 常任委員 多田 仁巳君 会専門員 多田 仁巳君
本日の會議に付した案件
○あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(小林英三君) たいだいまから委員会を開会いたします。本日初めに当委員会付託の請願を議題に供します。速記をとめて下さい。午前十一時一分速記中止
午後零時二十七分速記開始
○委員長(小林英三君) 速記を始めて下さい。
それでは暫時休憩いたします。午後零時二十七分休憩
午後二時五十六分開会
○委員長(小林英三君) たいだいまから休憩前に続き委員会を再開いたします。
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。
○高野一夫君 政府委員にお伺いして

おきたいと思いますが、政府の原案ではあん摩師の中にカッコして「マッサージ、指圧を含む」ということになっておりますが、これは試験の問題はあとで伺いますが、試験を受けてあん摩師の免状をもらおうのだからと思うのですが、カッコの中にある人たちもすべてあん摩師の免状をもらうことになろうと思うのでありますが、そのとき免状は、あん摩師の免状はもらうけれども、自分はマッサージを専門にやる、指圧を専門にやる、あん摩を専門にやる、指圧を専門にやる、あん摩を専門にやる、マッサージの場合に、たゞは指圧の場合、マッサージの場合に指圧あるいはマッサージ、こういうふうなふうに看板上に掲げたり、あるいは広告をしたりすることはどうも差しつかえないのでございませうか。どういふふうにお考えでございませうか。その点をお伺いしておきます。
○政府委員(高田浩運君) 御説の通りと考えております。
○高野一夫君 そうするとあん摩師の試験を受けてあん摩師の免状をもらって指圧、マッサージと専門に広告をして、看板を掲げても差しつかえない、こういうことならば実際的には世間から、お客さんの側から見れば、あん摩もマッサージも指圧もほとんど別個のもののように考えられ、かつ区別されるわけでありますが、それはそれでけっこうだと思いますが、試験はどうか。試験はみんな同じ実技であるいは学理、同じ試験を受けたものが

あん摩になろうともあるいはマッサージ師になろうとも、指圧師になろうともそれは御隨意である、こういうことになりませうか。それともその三者に對して多少なりとも何か実技なら実技のところでは手心を加えた試験をする、こういうお考えであるかどうか。
○政府委員(高田浩運君) 第一に試験の科目については、これは現在省令で定めておまして、これについては特別を設けることができるということは今度の改正案に入れているわけでありませう。実際の試験の具体的なやり方については、あん摩、はり、きゆう云々に関しましてはゆるゆる審議会がございませうので、審議会の意見をよく承わってきめるべきことだと考えておりますが、私も少しは、なるべし既存の人たちの試験に当りましては実情に合つて、たゞは指圧的な手法を相当加味するように考えていきたいと現在思っております。
○高野一夫君 そうしますと、率直に伺いますが、たゞは試験を受けて実技は指圧を看板にしたい、マッサージを看板にしたいという場合に、その指圧を看板にしたいという場合に、マッサージ術なりあん摩術はあまり得意ではない、できるだけその方の試験をやめてもらつて指圧専門に行きたいから指圧の実技、試験だけ一つ受けさせてやっていただきたい、こういう希望があると思いますが、そういう希望はいれられますか、あなたの考えでは、それとも一応は、平均してあん摩

術もマッサージ術も指圧術もすべて一つとも一応は受けなければならぬ、こういうことになりませうか。
○政府委員(高田浩運君) 現在御承知のようにあん摩とマッサージにつきましては、試験の科目としても、それから実技としても特別の区別を置かないで一本科目として取扱つておるわけでございます。考え方としては、指圧についても同じような考え方で参りたいと思ひますけれども、しかし、先ほど申し上げましたように、既存の人たちに対する試験の取扱ひについては、これは実情にかなつた特別の考え方をしなければならぬと思つております。その場合にゆるゆる指圧だけをやる、ほかのやつは全然やらない、この辺は非常に具体的手法の問題になりますので、簡単には言えないと思ひますけれども、考え方としては、基礎的にはすべてのものに一応通曉することを前提として、その上にプラスのそれぞれの得意というものを考えられるようにならうと考えていきたい、たゞは医師についてみますれば、将来産婦人科あるいは整形外科を標榜しようとするものにおきましても、一応医師としての試験をいたしておりますが、ある程度そういう考え方を中心によく研究いたしたいと考えております。
○榊原亨君 たいだいまその実技の試験のことでありませうが、この点に關しましては、実情に即してあん摩あるいは指圧あるいはマッサージというものの実技の試験を実施するというところで私ど

もは了解してよろしゅうございますか。  
○政府委員(高田浩運君) さように考  
えております。

○吉田法晴君 政府の提案理由に出て  
参ります。あん摩、はり、きゅう、  
柔道整復師、指圧以外の医業類似行為  
を業とする者の教育期間を延期をいた  
しまして、三年間延長をして、そうし  
て、これにはあん摩師試験の試験資格  
を認め云々、こういうことがございま  
すが、巷間いわれているところによ  
りますと、参考人等の意見を聞いてみま  
しても、その中からあん摩の試験、そ  
れからここに書いてございます、ある  
いは政府原案によると、あん摩師の試  
験を受けるという以外に医師の助手的  
な役割を果たすように云々という意見も  
ございました。三年間、いづれにいたし  
ましてもこの法律によるあん摩になる  
か、それともあるいは医師の補助的な  
役割を果たすか、こういうことになるか  
と思ふのですが、その点については具  
体的にどのように考えておられますか、  
その点を一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(高田浩運君) 医師の場合  
に、物理療法その他におきまして、電  
気でありまつか、あるいは光線であ  
りますとか、その他の治療手段を使っ  
ておられますことは事実でございます。  
それに従ひましてある程度自分の手下  
の者を使っていることもこれも事実で  
あります。その一つの例として、レン  
トゲンにつきましては、レントゲンの  
技師の免許を受けなければならぬ、  
免許を受ければレントゲンの撮影に医  
師の指導のもとに当ることができ、  
そういうことになつてゐるわけござ  
います。それで現在電気、光線、さうい  
たいいわゆる物理療法において、あるい

は整形外科方面において使われており  
ますものについては、それは今後考え  
なければならぬ問題の一つだろうと思  
ひます。ただこれは現在問題になつ  
ておりますいわゆる療術行為として問  
題になつてゐる、独立をして電気なり  
光線なりの治療的行為をしてゐる業  
態と全然種類が違つたわけございま  
して、なおかつ学問の程度その他につ  
きましても、これは使つた方の考え方  
うものも十分斟酌をしなければなら  
ない、特にさういふ人たちの就職に関  
する、いわゆる需給関係——言葉は悪  
いですが需給関係、さういふものを  
よほどにらみませんという、かえつ  
て将来弊害を来たすことも考えられま  
すので、その辺のところ、今話した  
なりました問題は十分慎重に考えなけ  
ればならぬ問題の一つだと考へており  
ます。

○吉田法晴君 慎重に考へなければな  
らぬというが、三年間なら三年間延び  
ても今までのままほうつて置いたら、  
そうすると三年間なら三年間の後にや  
はりまた同じような問題が起つてく  
る。そこでやはり方針というものを  
出して、今のあなたのお話では、たと  
えばレントゲンならレントゲンの技術  
者になるというのも一つの方法かもし  
れない、しかしそれはほんの一部だろ  
うと思ひます。そうするとあん摩師  
それからカコはありますけれども、そ  
のいづれかになるかは別問題でありま  
す。しかしその他のものについてはど  
ういうようにするかという、たとえは  
教育なりあるいは試験なり、それから  
行きます方向というものが、三年なら  
三年の間立てられませんか、三年な  
らつてまた実際にこれで生活をしてい

る者をどうするのだという問題が起つ  
て参ると思うので、その点について、今  
すぐ方針があればお示し願ひたい。そ  
れからどういう工合にして方針を立て  
てるのだという点がございしますなら  
ば、一つお示しを願ひたいと思ひます。  
○政府委員(高田浩運君) 言葉が足り  
ませんでしたが、今申し上げました医  
師のいわゆる補助者としてのさうい  
つた技術者に關する制度というものは、  
現在のいわゆる療術行為というものと  
はむしろ關係なしに別個の見地からこ  
れを考へなければならぬ問題で、い  
ゆる療術行為の一つの処理方策として  
これを考へるということは、その筋道  
において、出発点において私はいささ  
か間違つてゐる点がありはしないだろ  
うか、さういふようにその点について  
は考へる次第でございます。現在い  
ゆる療術に關するいろいろな仕事をな  
さつておられる方を、できるだけ今度  
の法律によりましてあん摩等の仕事を  
試験を受けてやつていただくように十  
分指導したいと思ひます。

○森田義衛君 たいだいまの御説明です  
と、現在の既存業者でいわゆる無免許  
の者が、今度の法律によりまして指  
関係ははつきり試験關係に入つていく  
といったことになりまが、さうい  
つたあん摩なりはり師なりマッサージ以  
外に、たいだいまお話しになりました光  
線療法あるいは電気療法といったもの  
が、政府の御説明ですと、これらの業  
者もやはりさういふあん摩の試験を  
受けて転向してもらいたいといった御  
趣旨のように大体お伺ひしたのでござ  
います。さうでございますか。  
○政府委員(高田浩運君) 原則的には  
さういふ考へております。

○森田義衛君 現在これらの光線業者  
あるいは電気業者といった者にははな  
はだいかがわしい者もある、弊害もあ  
るといつたことを政府もお認めになつ  
ておるのであります。現実には何千と  
いう業者があり、しかもある程度は療  
療効果を上げてゐるためその利用者も  
あつて、またそれらの患者から患者へ  
と宣伝されておるものもあるやに聞い  
て、さういふものはやはり合法的に  
これを認めるより仕方がないので、な  
いかといつた感じがするのですが、こ  
れらの業者が必ずしも私は政府の期待  
するよりなあん摩師の試験を受けて生  
きていこうとは私は考へられないが、  
政府はその点で御自信をお持ちになつ  
ておるのですか。

○政府委員(高田浩運君) 試験を受け  
るかどうかということとはもとよりこれ  
は本人の意思が中心となつておるので  
ございすけれども、われわれとして  
は、受けていただくことを期待をいた  
しております。

○森田義衛君 私はさういふ業者が  
特に将来ふえてくれとか、さういつた  
ことを期待しておるわけではございま  
せんが、現実には何千という業者があ  
る。しかも公共の福祉に反するやうな  
ものが現実にある。さういつたやうな  
ものを、三年間の猶予という前に、早く  
さういつたものを政府で認定いたしま  
して、公共の福祉に反するものは取締  
りを厳重にしてこれを禁止しなければ  
ならないのではないか。しかし、すでに  
八年間といつたものが公然と公共の福  
祉に反しないといつたことで、これま  
での経過法律にあつて認められてきて  
おるといふ現実があるのだ。しかも、

今後三年間これを認めようという問  
に、ただ八年間転職できなかったため  
にやるのだと、さういつたなまぬるい  
ことで三年後にこの問題が解決する  
とは私は思ひません。特に職業の選択  
の自由といふことは、憲法の二十二条  
によつて公共の福祉に反しない限りは  
とにかく認められておる。あるいは營  
業の自由があるのだといつたことで、  
これらの方々があん摩さんの領域を侵  
して特にその領域を狭めるといつたよ  
うなことを私は考へておるのではない  
のでありまして、少くとも現在公然と  
職業に從事してゐる者は、ある程度今  
後法的關係を考慮して、少くとも人体  
を扱つておるのだとすれば、あん摩さ  
んでも、しかも身体障害者であるさ  
んも、ふん不自由なからだを持ちながら、あ  
るいは解剖学だとかさういふふん不  
い試験を受けられて御資格をおとり  
なつておる。さういつた苦勞をしてお  
られるので、さういふやうに人体を扱  
う者は、少くとも漫然と扱ふべきでは  
ないのではないか。ために、やはり  
さういふ人には長年の修業期間を置  
いて、さういつた理學上の何といま  
すか試験をする、あるいは人体に關す  
るいろいろな解剖学やその他の試験を  
して、その上でまたその機械それ自体  
が、医師が使わなくても、さういふ連  
中でも試験の受かつた者は使えるとい  
う限界において、さういふ機械も認定  
をしてやる、さうして現在の業者を少  
くともそれならば認めてやるといつた  
よな立法措置を講じなければ、私は  
政府の怠慢ではないかといふ感じを  
いたしております。その点におきま  
す政府の見解を聞きたいと思ひま  
す。

○政府委員(高田浩運君) 取締りという点から見ますれば、これはまあ終戦後ほかの部面もあるいはそういう面があるかと思えますけれども、この分野において取締りの手を十分伸べていかなかったことは、これは認めざるを得ないと思えます、この辺は大へん私も遺憾に思っております。今後十分これらの取締り等の点については意を用いて参りたいと思えます。ただ、今お話の点につきましては、これはまあお話のお考えもごもつものような点もあると思えますけれども、全体としては、やはり今まで検討いたしました結果、指圧につきましては、あん摩、はり、きゅう、そういういたものと同じような考え方で処理することが適当であると思えますが、その他のものにつきましては、そういうような措置をとるといふことは現在のところ考ええていないわけでございます。

○森田義衛君 その取締りが、療術であると申しましたが、加持とか、祈禱とか、キツネとか、タヌキとかいったような医業類似行為は、そういうものは当然これまでの法律によつても認められていない。それは弊害があれば当然取り締まるべきである。それ以外の電気業者、光線業者は、かつて届出をして八年間は認められてきたのだ。その間転業の方向にやろりとした。転業しなくても、少くともその事実を政府はこれまで認めてきたので、別に取締りの対象ではなかったのだ。そのうち弊害があれば、そういう公共の福祉に反する面から取締りをする必要がありましようけれども、公然とこういふものをやつてきたといふことは事実ではありませんか。だから、その事実

の上立つて弊害を是正して、今後どういふふうにしていくかという政府の方針をお立てになるのが今後の政府の態度ではないか。ただ漫然と三年間に転業させようといふことは政府の責任は済まされたいではないかと、こういふふうにご意見を述べますが、その点の政府の御見解を伺いたい。

○政府委員(高田浩運君) 本質的には電気、光線等の仕事は医師のいわゆる補助行為として行われるべき性質のものだと、さういふに考えます。

○森田義衛君 それならそれではつきりいたしておきますれば、現在の三年間の経過規定というものを漫然と認める態度はどういふことか伺いたい。

○政府委員(高田浩運君) 三年の猶予を置きまして、今登録されております約一万三千の人たち、このうちにはいろいろな方がおられると思えますけれども、しかもその内容はきわめて複雑多岐にありまして、簡単に右左と分類できない性格のものだと私も承知いたしておりますが、それらの人たちにこの特例の試験あるいは免許を受ける時間的な余裕を与える、そういう意味で三年間を適當だと考えまして三年間にしたわけでありまして。

○森田義衛君 私は、医師の指導を受けなければいけないといつたものを認めていくことは、それが弊害があるというなら、早くそれは法的措置を講ずるのが当然の国民に対する保健上の責任からいってゆるがせにすべからざる責任問題だと思つて。単に八年間も待つのだと、その上三年間も待つのだと、そうしてこれらがあん摩その他になつてもらいたいといふことでは済まされたいのではないかと。そこにやはり

医業類似行為として、医師の指導を受けなければならぬ範圍、身体の診断をしなければならぬ範圍、そういうもの以外にそういうものがあつて得るかどうかといふことを政府が検討いたしました。それによつてそういうものの弊害のないものだけを認めてやるというふうな研究が政府においてなされるべきだと思つておりますが、どうしてもこういふものは医師の指導以外にはレントゲンその他はあり得ないのだといふ御見解か、あるいはそういうものを相當研究して、そしてその範圍によつて特に弊害のないものは認めるといふことの研究の余地があるかないかといふことを聞きたい。

○政府委員(高田浩運君) 過去八年間において私もとしましては、できるだけこれらのまあ業態ないし実態というものについて研究をいたしました結果、今日指圧というものについては、これはあん摩、マッサージと、いわゆる同様にあん摩のうちにマッサージも含めて取り扱つていくことが適當である、かような結論に達した次第であります。

○森田義衛君 指圧はそれでしようけれども、今言った光線でありますとか電気といったものが、あん摩、それの中に今言ったものは認めてもいいが、これらのものはこれまでの結論で医師の大体指導のもとにしなければならぬといふような結論に達したなら、三年待たずして、もちろんその間に過程的には当然あん摩になる人もあるかもしれません。しれませんが、どうしてもそれ以外にならないといふ人はその方向をはつきりとさせてやらな

ければならないじゃないか。不安定な状態に三年間置くことはやはりこういふ状態にあられる人に非常に不安感を与えるのじゃないか。そういう点でどうしてもあん摩でなければならぬのか、同時にそれ以外のものについては、やはり研究の上で医学的医師の指導によつてこういふものもある程度やる、どういふ方法でやるか目安をつけてやらなければ私には不安定であらうと思つておりますが、早くそういった目安をつけてもらいたいと思つておりますが、それにつきましての政府の見解を……。

○政府委員(高田浩運君) なるほどお話のように、理論的には今までの法律通りにこれを改正せずにすることが適當だと思つておられますが、しかし一部についてはまあ特例の試験等を受けさせるといふこととも関連をいたしまして、三年間の猶予という意味において設けた趣旨でございます。本質的には現在あります法律を變えていく趣旨ではございません。

○田村文吉君 関連して伺いますが、今のある摩師の学校で電気療法も教えておいてになるのじゃないかと。それなら、もうそういうものはまかりならぬから全部あん摩師の仕事に習ひなさい、それ以外にあなた方の職業は許しませんぞ、こういうことは少くも親切に思つておられますが、何か具体的にそういうものをどういふふうにするのだといふような考え方がありますか。

○田村文吉君 その今の電気の問題でございまして、また光線の問題でございまして、そういう問題は現実に今それで職を営んでいる人があつて。これに對しては失業されては困るから三年の間は何とか一つ転業してもらいたい、こういうのが今度の法律の案でありますね。そこで、そういうふうに消極的に考えることも一つの方法であるが、また名前はあん摩師の学校であらうが、どういふ学校であらうがかわらないが、そういう電気とか光線療法の無害なもので、しかも有効なものがあるならば、医師が指導してそういう人たちにもそういう新しい職業をこれからでも授けてあげるといふようなことが、いわゆるそういう今日非常に失業者の多い場合においては必要なことではないか、またそれによつて満足している患者の上からいけばそれも喜ばしいことではないか、こういうふうにご考えられますのでございまして、今度の三年間に何かそういう点についてのあるいは学校で教えるなり、そういうような指導の具体的な方法をお持ちになつてはどうか。ただ漫然と三年の間、もうそういうものはまかりならぬから全部あん摩師の仕事に習ひなさい、それ以外にあなた方の職業は許しませんぞ、こういうことは少くも親切に思つておられますが、何か具体的にそういうものをどういふふうにするのだといふような考え方がありますか。

○政府委員(高田浩運君) 第一段の御質問でございまして、将来現在のある摩あるいははり、きゅうといふような

ものに新技術を取り入れることを考へるべきではないか——少し御趣旨が違ふかも知れませんが、さうな点につきましては、私もこれは将来の問題といたしましては、これを決して排除しない、あん摩術にいたしましてもマッサージ術にいたしましても、それはその後の医学の研究、人知の進みといふものに依りまして逐次改良されていくといふことは考へられることでありまして、私も考へて参ります。これは一般的な考へ方でありま

す。それから第二段の、今日まで一応電氣あるいは光線等の療法を許されておつた人たちが、この三年間の間にその仕事ができなくなつて、その三年だけで以後は仕事ができなくなつてしまふ。それに対して何かその方法を考へておるかというやうな御質問かと思つておられますが、先ほど森田委員からの御質問とかなり近い点だと思つたが、私も今度、基本的にはあん摩、この中には今度の改正によりまして指圧も含まれるわけでありまして、さうな術を修得していただく、そしてそれに転業していただく。それについては私も考へておつた。これは簡単な講習会なり何なりの方法で御援助をいたすといふことは考へてみ

ておるわけでございます。○田村文吉君 その今のあん摩師の方に転業することについてのまあ講習会を開くとかいうことによつて転業をやさしくしてやるということはおかぬのであります。もう一歩進んで、電氣なりあるいは光線なりといふものを、今後治療のときには大いに有効に利用しな

ければならぬ。しかし専門の六年なり七年の大学を出た人でなければさういふ術はできないのだといふことではあまりに不自由なんだ。さういふ点からいつてあるいは今のあん摩師の諸君が二年なり三年なりでさういふ仕事ができると同様に、電氣とか光線といふやうなものについてもできるやうな方法を考へてあげることが必要じゃないか。まあ私は今日新聞を見て、鳩山総理がこの夏休みの間に電氣療法をや

り、そして健康をさらに強めるといふやうなことが新聞に出ておつた。これは多分お医者さんの指導のもとにやられることだと私は思ふのですが、それだけの治療だけを専門にやる人が七年なり六年なりの大学教育を受けたお医者さんでなければ絶対やつちやならぬのか、さういふ点についての道を聞く必要があるんじゃないか、さういふことを考へないでは少しく今民生安定の上からいつて不親切じゃないか。さういふことは私意見ですが、何かさういふやうな方法をお開きになるお考へ方はありませんか。

○政府委員(曾田長宗君) ただいま例を鳩山総理のことについておつしやいましたが、これは先生も申されました通り、私も何つておられます。医師が行われ、あるいは医師が直接指導されて行われる電氣療法だといふやうに承つておられます。それからさういふ意味におきまして医師が直接責任を負ひまして、医師のお手伝いといふやうな意味で特別に資格を持つておられない方が手伝いをされるというやうなことは、これは差しつかえないといふに考へておるのであります。いろいろ今日におきまして、いろいろ大学の

物理療法の教室というやうなところは、中にあん摩あるいはマッサージの資格を持つておる方も相当おられますが、別に資格も何も持たずとも水浴療法ですとか、あるいはその他の光線療法等のお手伝いをしておる方も現在おられるわけでありまして、それから、たとえば医師の非常に大切な仕事でござい

ます尿、糞便等の検査、あるいはそのほかの病理組織の検査といふやうなことは、この助手も一部にはやはり衛生検査士とかあるいは臨床検査士といふ身分をきめてくれといふやうな意見もありません。今日においては特別に資格がない方がお医者様の手伝いをしておられるのであります。さういふ意味におきまして、今の物理療法の手伝いをおきまして、今の物理療法の手伝いをおきまして、今度、電氣、光線の療法をやつておられた方々がお医者さんの手伝いを今後なさることは、これは一つの新しいと申しますか、一つの進み方であらうと考へます。私どもその意味におきましては、いろいろ働く場所のごあつせんとかいふやうなものについては努力をいたしたいといふに考へておられます。

○田村文吉君 その中で問題がだんだんデリケートになるのですが、病院の物理療法先生の所にいる場合においては無資格人でもないんだ、町にいて相當の電氣に対する知識、物理上の知識、また解剖学の知識も若干持つてい

る人が開業して、お医者さんの方から依頼を受けて、この人についてはさういふ電氣療法をやつてくれ、さういふやうなことが今後起るとしたならば、その人は合法的なあれなんですか、どうなんですか。○政府委員(曾田長宗君) 私どもは、このやうな物理療法的な処置といふものは、医師の直接の指導がなければ許さるべきものではないといふやうに考へておられます。

○田村文吉君 そこに問題があるのであります。今現にかりに五千なり六千なりの物理療法をやつておる人がいる。この人たちがあつたから今度あん摩師の中へお入りなさいと言つたところ

で、今さら手技を習つてもなかなか簡単には行かない。行かないから、やはり習ひ覚えたい電氣とか光線といふものを医師と連絡をつけて、医師の治療のもとに、ちやうどお医者様が処方せんをもつて薬剤師によつて調製すると同時に、さういふ療法がある指示のもとにやるといふやうなことは、今後考へられても行き得ることじゃないか、この常識的に考へられるのであります。が、さういふやうなことにいつては、お考へになる余地はございませんか。○政府委員(曾田長宗君) 私どもいろいろ検討はいたしましたのであります。が、エキス線技師におきましてもさういふことでは、医師のもとにいつては仕事ができま

すが、医師のかりに指示書がありましても、その病院、診療所以外の所ではレントゲンを用いて患者の検査をすることはできないといふやうな事になっておるのであります。が、私どもはこの物理的な療法といふものは、これはあくまでも医師の直接の監督のもとに行はるべきもの

だといふやうに考へておられます。○田村文吉君 より以上は私の見解を述べるとどまりますから、しいては申し上げませんが、ただ現実には三年の間に約五千人の療術の方が、いわゆる指圧を除いた物理療法です。さういふ方々が職を失わなければならぬといふ問題にぶつかるのですから、何とかして親切に考へてあげていただかないければならぬ。それには、世の中はだんだん分業の世の中でございますから、お医者さんは一々忙しくて助手も

ないからやれぬ、町にはさういふものを専門にやつてくれる何ホルトの電流でもつてさういふ方法の療法がある、これを一つやつた方がいんだ。さういふ指示を与えるやうなことにいつて、さういふ人たちの生きる道を考へてやるということが必要じゃないか、さう考へるので、さういふ方途にお考へにならぬと、ただいたすに取締りを厳重にして今後三年の間にはさういふわけのわからぬ治療法はやめるんだ、さういふことでは、何かしら当局の御親切が届かないやうに思ふ。そこで私は方法を今後お考へになれるの

じゃないか、また必ず考へれば道がある、さういふやうに考へますことを申し上げて、まあ以上は討論になりますから、御答弁いただかぬでもよろしいのですが、さういふことがあり得るのじゃないかといふことだけ申し上げておきます。

○竹中勝男君 相當論議を尽されたやうです。また付帯決議の中でただいまのような問題もあるのじゃないかと思ひますので、一つ議事を進行していただきたいと思います。(賛成)と呼ぶ者あり

○田村文吉君 以上は私の見解を述べるとどまりますから、しいては申し上げませんが、ただ現実には三年の間に約五千人の療術の方が、いわゆる指圧を除いた物理療法です。さういふ方々が職を失わなければならぬといふ問題にぶつかるのですから、何とかして親切に考へてあげていただかないければならぬ。それには、世の中はだんだん分業の世の中でございますから、お医者さんは一々忙しくて助手も

ないからやれぬ、町にはさういふものを専門にやつてくれる何ホルトの電流でもつてさういふ方法の療法がある、これを一つやつた方がいんだ。さういふ指示を与えるやうなことにいつて、さういふ人たちの生きる道を考へてやるということが必要じゃないか、さう考へるので、さういふ方途にお考へにならぬと、ただいたすに取締りを厳重にして今後三年の間にはさういふわけのわからぬ治療法はやめるんだ、さういふことでは、何かしら当局の御親切が届かないやうに思ふ。そこで私は方法を今後お考へになれるの

じゃないか、また必ず考へれば道がある、さういふやうに考へますことを申し上げて、まあ以上は討論になりますから、御答弁いただかぬでもよろしいのですが、さういふことがあり得るのじゃないかといふことだけ申し上げておきます。

○吉田法晴君 質問を二、三点。

○委員長(小林英三君) どうか簡単に。

○吉田法晴君 簡単に尋ねをいた

しますが、政府原案によりまして、指  
圧があん摩師の中に入る、そうすると  
実際にどういうことになるかというこ  
とをお尋ねするわけですが、三年間は  
今までもあん摩師の免許を持たなかつた  
人も今のまま続け得るということにな  
る。そうしますと、その指圧の人たち  
は三年間の間に試験を受けてあん摩師  
にならなければ管業はできなくなる、  
こういうことになるわけでありませ  
が、その試験を三年間におやりになる  
ためには講習等をおやりになる予定  
か、その点を一つ。

○政府委員(高田浩通君) 講習等につ  
いては、十分考えなければならぬと  
思っております。

○委員長(小林英三君) 他に御発言が  
なければ、質疑は終了したものと認  
めたいと思いますが、御異議ござい  
せんか。

○委員長(小林英三君) 御異議がない  
と認めます。

それではこれより討論に入るのであ  
りますが、ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記始めて。  
それではただいまより討論に入りま  
す。御意見のおありの方は、賛否を明  
らかにして、お述べを願います。

○榊原亨君 私は、この際本案につい  
ての意見を申し述べたいと存するので  
あります。

本案につきましては、私どもいろいろ  
ろ公聴会その他におきまして慎重審議  
をいたしました結果であります。

結局八年間の間これらの医業類似行為  
につきまして政府が結論を出すことを  
せずにおられたということにつきまして  
、すでにこれらの業者につきまして  
は現に行なっておられる方が一万数千  
名あるというふうな現状にかんがみま  
して、どういたしましてこれらの方々  
に対する措置を講じなければならぬ  
ということはおもひがかるのでござい  
ますが、そのうちで特に指圧につき  
ましてこれをあん摩の中に入れますこ  
とにつきましては、ただいままでいろ  
いろの質疑応答を通じて判明いた  
しましたことは、これらの指圧、マッ  
サージ、あん摩と申しますものは、そ  
の原理におきましてもその技能をそれ自  
身の技術範囲におきましてもほとんど  
同じものであるとございまして、その  
の流儀におきましては、一応異なつ  
ておるものと認めざるを得ないのであ  
ります。申しますならば、柔道におき  
ましてもレスリングにおきましても相  
撲におきましても、いろいろ術技があ  
るのであります。その基本的術技は  
共通でございまして、それを行いま  
す上におきましてはいろいろ流儀があ  
る。また庭球におきましても、この中  
に硬球と軟球とあるようなわけであ  
りまして、これらの点から申ししまし  
ても、これらにつきましては、一応種類  
を認めざるを得ないのであります。こ  
とに厚生省は、現行法規におきまして  
も、その広告をいたします場合には、  
マッサージを広告していいというので  
あります。が、広告の制限におきまし  
ては、種類より以外にこれを広告する  
ことはできないということが書いてあ  
ります。また一面、厚生大臣の指示の  
範囲におきましてもこれを指示してお

らぬというふうなことから申しまして  
も、どういたしましてこれらのも  
は一応の社会通念上種類の異なつて  
いるものと認めざるを得ないのであり  
ます。従いましてこれらのごときにつ  
きまして、あるいは受験科目におきま  
して、あるいは今後のいろいろの取締  
りにおきましても十分考慮すべき点  
があると思つてございまして、これ  
らのことにつきまして省令その他に  
譲りまして、この際は一応原案を認め  
ることといたしまして、なお、この原  
案運営につきましては、特に私どもは、  
この際私どもの要望を提案いたしまし  
て、委員皆様方の御賛同をお願いいた  
したいと思つております。

ただいまより、本法案に對しまする  
付帯決議をする動議を提出いたしまし  
て存じます。その案文を一応朗読いた  
します。

附帯決議案

医業類似行為に關しては、政府はそ  
の業態を把握、検討の上左記事項に  
關し適當なる措置を講ずべきである。

記

一、第十九条第一項の規定による届  
出をした既存業者であつて本法に  
認められないものについては猶予  
期間中に充分な指導を行い国民保  
健全弊害のないものにつき将来適  
当な措置を講ずること。

二、あん摩師等のうち身体障害者  
については本法運営に關し特別な考  
慮を払ふこと。

三、所謂無免許あん摩その他の無免  
許業者に對しては、嚴重なる取締  
を勵行し、その根絶を期すること。

右決議する。  
以上であります。

第一項に申し上げておりますのは、  
本法に、今政府提出の原案によりま  
するといふと、現に指圧をしておられ  
る方々は一応の法的措置ができるので  
ございまして、先ほどから問題になつ  
ておりますところの、本法に規定せざ  
るその他の医業類似行為者に対しまし  
ては一応措置が抜けることになりま  
すので、これらのものにつきまして  
は、現にやっておられるところの技能  
があるいは国民保健上疑義のある点  
もありませんので、これらは当局にお  
いて十分指導されまして、そうして国民  
保健上弊害のないという程度になりま  
したときに、将来三年間の猶予期間中  
適當な処置を講ぜられたいという趣旨  
であるのであります。

第二の「あん摩師等のうち身体障害  
者」云々という項目につきましては、  
もう申すまでもありません。現にこの  
業に尽しておられるところの六〇%以上  
の方々が身体不自由者でありますので、そ  
れらの方々が本法運営をいたしまし  
ることによりまして、その業態が侵され  
たり、あるいはいろいろの不安が起る  
ということでは私どもこの目的を達す  
ることができませんので、この点につ  
きましては、特に運営上考慮を払うべ  
きであるという意味であります。

第三番目は、御承知のようにこれら  
の法によつて規定せられていない無免  
許のあん摩その他の無免許の方々が、  
ことに健康なるからだを持つておられ  
る方々が無免許でこれらの業務を行  
う方が無許でございましては、私どもは  
単に国民の保健衛生上ばかりでなし  
に、先ほどから申し上げました意味に  
おきまして、十分取締つていただき  
たいと思つておりますが、これらに

つきましては当局はまだ十分の取締  
りがないといふことは、先ほどから質  
疑応答において明らかでございませ  
ん。従いましてこれらを行行されま  
して、その根絶を期するといふことを  
私どもは考へておるのであります。以  
上の意味におきまして、この付帯決  
議案を提案いたす次第であります。

○山下義信君 私は、ただいまの榊原  
委員の付帯決議に關する動議に賛成  
いたします。

○委員長(小林英三君) 榊原委員の動  
議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 他に御意見も  
ないようでありますから、討論は終結  
したものと認めて御異議ございません  
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ない  
ものと認めます。よつてあん摩師、はり  
師、きゅう師及び柔道整復師法の一部を  
改正する法律案につきまして採決をい  
たします。本案を原案の通り可決す  
ることに賛成の諸君の挙手を願いま  
す。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林英三君) 全会一致と認  
めます。よつて本案は全会一致をもち  
まして原案通り可決すべきものと決定  
いたしました。

次に、討論中に述べられました榊原  
委員提出の付帯決議案を議題といたし  
ます。

榊原委員提出の付帯決議案を本委員  
会の決議とすることに御賛成の諸君の  
挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林英三君) 全会一致と認  
めます。よつて榊原委員提出の付帯決

議案は全会一致をもちまして、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本会議におきます口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(小林英三君) 御異議がないものと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますので、本案を可とせられる方の順次御署名を願います。

多数意見者署名

- 加藤 武徳 高野 一夫
- 吉田 法晴 阿貝根 登
- 山本 経勝 森田 義衛
- 有馬 英二 長谷部ひろ
- 谷口弥三郎 神原 亨
- 田村 文吉 常岡 一郎
- 松岡 平市 山下 義信
- 竹中 勝男 相馬 助治

○政府委員(紅露みつ君) あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案を提出いたしました。以来、委員の皆様におかれましては、非常に熱心に御審議をいただきまして、敬意を表しますとともに感謝を申し上げる次第でございます。ことに医業類似行為につきましては、長い間解決を見なかつた問題でございます。ただ、問題も非常に多くここに含まれておると存じます。それなればこそ、ただいまの三項目にわたりました。付帯の御決議をいただいたわけでございます。政府といたしましては、この御決議の趣旨に従いまして、今後十分

も、当時は健康保険の実績をいまして、それに約一割の安全率を見て所要経費の計算をいたしておつたのでございます。この点が一つ、それからもう一つは、私どもとしてはこの制度としてはやむを得ないことであらうと思つては、御案内の通り受給要件がござりますが、この受給要件がござりまするために、病気になる際には、まず法律に定めるところの受給要件に合致しておることの証明を受けまして、それからいよいよ受診券を手に入れてから医者にかかるというより、建前になつておられますので、一般健康保険の場合と違ひまして、また制度の発足当初でもありまして、私どもが予想したような給付費が支出されなかつたというのにおもな理由であると考えております。

○榎原亨君 この保険におきます家族の受診率と一般健康保険におきます家族の受診率は同じでございますか。

○政府委員(久下勝次君) 御承知の通り、日雇労働者健康保険法は今回の改正によりまして被扶養者の範囲を広げて、健康保険と同じように改正をお願いしておるのであります。現行法は直系尊属と妻と子だけになっておるのであります。そういうような関係から家族の範囲に大幅な制限がござります。今受診率の数字につきましては、一般的なことを申し上げまして、こまかい数字を持っておりませんけれども、先ほど来申し上げておりますような受給要件の関係から、本受給者のみならず被保険者本人につきましても、健康保険に比較して一年間の実績では受診率は低くなるのであります。

○榎原亨君 ここに問題があると思つたのであります。日雇労働者の方々は遺憾ながら家族が病気になるにせよ、半額を負担しなけりやなりませんから、かかろうにもかかれぬといふことで受診される人が、家族の受診率が少いのであります。従いまして、そのために一般健康保険におきましては赤字になるのでござりますが、家族に対する給付がそのために少いために赤字になるのではないかと思つております。従いまして、この際、日雇労働者の健康保険の給付が黒字であるということによりまして、今回政府が御立案になりましたような点に給付の範囲を広げますよりも、むしろその半額を負担し得ないのでかかるといふのであります。その半額給付の負担についての考慮が払われてしかるべきであると思つておりますが、その点について政府はどんなお考えを持つてこの法案を御立案になつたのでござるか。

○政府委員(久下勝次君) 一般的に申しますれば、日雇労働者と健康保険の被保険者との間には御指摘のような関係はあると思つては、しかしこれをさらにこまかく検討いたしましたれば、健康保険の被保険者の中にも非常に給付の低い人も数多くあるわけでございます。そういう面の人との比較をいたしますと、必ずしもこの問題は一般論だけで片づかない面もあるのではないかと思つております。

それからも一つ申し上げたいと思つておられることは、ただいまの御質問の本質に觸れておりますが、昭和二十九年年度の剰余金がございますが、実はそれを当てにして給付内容の改善を

いたしたのではないのでございます。もちろん、いざという場合には、この剰余金を積立金にしておきますから、財政上の困難が生じた場合には、これを充当することはできますけれども、私どもの計画は、今回御提案を申し上げておりますような給付内容の改善をやりまして、昭和二十九年年度の剰余金を当てにしないで財政のつじつまが合う、こういう計算のもとに提案をいたしておるような次第でございます。そこでそういう建前から申しますると、家族の五割給付という問題は、これは健康保険あるいは共済組合制度と全部同じような考え方で含まれておるものでござりまするので、先ほど申し上げましたような理由も考えあわせまして、日雇労働者健康保険だけが家族の十割給付をやるということとは、財政的にもただいまの計算では困難でございます。また、そうした他の制度との関連におきましても検討をいたさなければならぬと考へておる次第でございます。

○榎原亨君 昨年度黒字で余りましたから今年度それを使おうという意味ではありませんが、少くとも一年の収支の上において、それだけの分が余るといふその原因が家族給付の半額の負担がし切れぬ。家族が病気でかかると、かかると、かかると、かかると、その点にあるということをおもはす。今まで健康保険が赤字になりまして、それじゃその給付の範囲を広めようというふうなことで政府がおやりになつておいでになつた。そうして今日一般の健康保険は赤字に悩んでいて、



○衆議院議員(八木一男君) 吉田委員の衆議院の修正案の点に関する御質問だけ答弁させていただきます。

まずお申されましたように、衆議院におきましては、今まで二月二十八日の要件というものが保険給付を受ける条件になっておりましたのを、二月二十八日と六月の二十八日の二要件を作ったわけでございます。これは衆議院の方で「又は」という言葉を使ってございまして、二月二十八日かまたは六月の二十八日のいずれか一方の要件を果していれば保険給付が受けられるということになっておりますので、六月月になったために逆行したのではないかと私どもは考えているわけでございます。

その次に、就労日数の件でございますが、これにつきましては、衆議院の修正案が出ました論議の過程におきましては、さらに何と申しますか、もつと下げなければいけないという一七十八日以下に下げなければいけないという議論が相当強かったわけでございまして。その理由と申しますのは、全国この日雇労働者健康保険法を適用されておられる被保険者の中には、安定所に働いておられる自由労働者という人々、あるいは土曜の労働者といわれる人々がおもなものでございしますが、そのどちらも、また特に自由労働者の方々の場合には、全国平均の就労日数が二十一日と労働者の統計では称せられておりますけれども、地域的に見て、また季節的に見てこのようになつておりました。一月十三日、十四日くらいに状態にあるところが相当にあるわけでございまして、でございますので、発病し

た直前のときに、その不幸な場所において、また不幸な季節に当たった場合には、全部働いて全部保険料を払って不幸にして保険給付を受ける要件が達せられないというところが起るわけでございまして。それも一つの原因でございまして、全国で保険給付を受けるパーセンテージが八六・六〇しかないというふうな状況も起っておりますので、このような善意の被保険者を保護するために、保険給付を受ける要件を全面的に緩和すべきである、こういう議論が多かつたわけでございまして。緩和の方法としまして、二月二十八日のほかに六月月に幾らかという条件をつけました場合には、平均して直前に就労状態が悪いために病氣を見てもならないという状態ではなしに、平均化しますために、六月月にする、平均化それが救われるかというふうなところが一つ、それからもう一つは、病氣直前において自分のからだの調子が悪いために、仕事がありながら自発的にやむなく休業する場合がございますので、そういうような直前の悪い状態を六月月という要件を定めることによつて克服し得て、善意の被保険者が幾分でも助かるのではないかと、こういう考え方、それともう一つは、第一病にかかりまして、医者に休業を命ぜられたために仕事を休む、その次に一月か二月後に第二病を発生した、第一病が大腸カタルで休んだ、第二病では中耳炎を起したという際に、大腸カタルで休んでおるために保険料を納められないために、第二病については要件に達しがないというふうな条件がございまして、こういう場合に六月月の要件を定めることによつてその弊害を相当食

いとめるという考え方から、六月月の要件を定めることがよいのではないかと、一つの結論に達したわけでございまして。それとともに總体的に、ただいま申し上げましたような、就労状態が悪いという総体的にその要件を下げるべきだという考え方、下げる場合には六月月の要件を下げるよりは、六月月の要件を下げる方が逆選択を防ぎ得るといふ建設的な立場で、六月月の要件の一月当りの平均を下げるという考え方が多くて、六月月に六十日の要件にすべきであるという意見が相当に強烈でございまして。しかしその間におきまして、予算の関係その他のことも検討いたしました。衆議院の社会労働委員会におきまして、日本民主党、自由党並びに社会党両派それから小会派クラブ全部が一致いたしました。現在において六月月二十八日にするものが妥当である。しかし将来においてはさらにそれを下げたいという意向から、付帯決議案におきまして、適用範囲の拡大についてさらに至急検討して、受給要件の緩和について適当な措置を講ずべきであるという付帯決議を付して、このような案にまとまると付する。ことを考え方に入れまして、このような修正案をまとめて、それが満場一致通つたような経過でございまして。

○政府委員(久下勝次君) 受給要件の緩和につきましては、ただいま八木先主からお話があった通りでございまして、大体申し上げることは尽きておるのでございまして、なせもつと緩和をすることを考えないのかという意味でのお話がございました。御参考、今度の衆議院修正によりまして必要な財源の御説明をいたしておきますが、二月二十八日分または六月月二十八日分という、その後段の方がつけ加わりましたために、八六・六〇の人が現在の要件では受給できませんが、さらにプラス三・四〇だけ受給権者がふえて参りました。その所要経費は本年度に八月からいたしましたので四千万円、本年度の経費が必要でございまして。かような点から問題は、受給要件の緩和ということ、直ちに保険財政に響いて参りますことは申すまでもないのでございまして。

もう一つ御承知お願ひしたいと思いますことは、現行の受給要件二月二十八日程度の保険料納付というものは失業保険の日雇労働者に対する支給要件と同じと考えておつて、それとおそろくこれに手がつくというところになりまして、失業保険の問題にも響いて参ることもあると思つたので、それらの点の総合勘案をいたさなければならぬと思つて、ただいまのところで、この程度でやつていきなすので、この程度でやつていきなすと思つておる次第であります。

○吉田法晴君 お二人から大体説明を受けまして、特に八木さんから、六月月という選択的な要件を付加することによつて、病氣が二つあるといった場合に救済云々ということは承知いたします。それから保険局長から六月月七十八日をつけ加えることによつて八六・六〇の適用率が九〇〇になる。その所要資金が云々というお話がございまして、今の説明からいたしまして、八木さんの御答弁の中にも、就労日数が平均二十一日ということになっておるけれども、実際には地区によつては十三日、十四日になっておるところもある。そういういたしますと、先ほど私が申し上げましたように、自分の責任によるのではなくて十三日、十四日となつておる。これは二月二十八日という点もありませんから、これは一月月にいたしますと十四日、そうすると十三日というものはこれは適用がない、こういうことになるわけであります。六月月二十八日も下げるべきではないかというふうな御話もございましたが、二月二十八日、十三日にいたしますと二十六日と、こういうふうになります。六月月二十八日、それから六月月六十日という点を緩和し得ることはできないか、この点を保険局長に一つお尋ねをいたしたいと思つております。

○政府委員(久下勝次君) 緩和をすべきかどうかということにつきましては、ただいま申し上げた通りでございまして、衆議院の論議の際にも、ただいま吉田委員から御指摘のような就労日数につきましていろいろ具体的なお話があつたのでございまして。私どももいたしましては日雇労働者の就労状況につきましては労働省の資料に基づきまして仕事をいたしておるわけでございまして、しかしながら健康保険制度という特殊ないろいろな事情もございまして、実は本年度すでに予算の計上も若干いたしております。もう少し具体的な細部の事情を調査いたす予定にいたしております。そういうことによりまして、もともと根本的には受給要件をいたすにきつづくことによつて、せつかく病氣になつても医者にかかる機会を与えられる



ことが少いということでは、これは健康保険制度としては自殺でございませぬ、そういう結果になることを私どもはあえてがんばるつもりはございませぬ。ほかの方法を講じて、こういう制度があります以上、大多数の人が受給要件を満たして受給できるようにいたすべきであるとは考えておりますが、それにいたしても、若干本年の暫定予算の時期におきまして就労状況の悪かった地域なりあるいは日雇いの労働者があるようございませぬが、これらは臨時的、季節的な変動である労働省の方で言っております。この点はもう少し長い目をおもちまして、季節的な変動等も調査の中に加えて、そうした上で今後の検討をさせていただきますというのが私どもの態度でございます。

○吉田法晴君 それではその点については衆議院の決議もございませぬが、研究をしたい。それから来年度から実施されることを、改善されることを希望いたします。

次の問題に移りますが、この一般の健康保険に比しまして日雇いの健康保険の場合に傷病手当金等、なかなか傷病手当金が入っておらぬというところは、日雇いの健康保険のこれは致命的欠陥と言われている。今度の改正もございませぬが、これは日雇いの労働者の場合について何が一番大事であるか、こういう点を考慮せられた上で改正が考えられたと思うのでございませぬが、改正を見ますと、必ずしも最急務なる点に重点を置いて改正を行われておるといふように、私どももまあ考えられぬので、最初三三〇の国庫負担を要望をして日雇労働者健康保険法を考えた

必要だとは思いますが、これは将来国庫負担の増額というよりな方法によつてこの方向に進むべきものであるという考え方で進んでおるわけでございます。

○吉田法晴君 そうしますと傷病手当金と、まあそのほかにも育児手当等についても、日雇いの場合に子供をかかえて実際に働いておるといったような実態もございませぬ、その必要は考えておられると思つておりますが、とにかくまあこの金の少いところで手当の種類をふやそうと、こういう何となく、便宜主義でやつておるといふか、便宜主義でやつておるといふか、そういうお話のように聞くと、その傷病手当金の総額が八億近いということでございますが、国庫負担額の増額と関連を以て給付の増加にございませぬか、いつにいつは来年度にございませぬか、いつにいつは本年度にございませぬか、あるいは厚生省としては、国庫負担の増額とそれから傷病手当金等の給付の増加について考えておる、あるいは努力するつもりだと、こういうことなものでございませぬか。これを厚生省の方針にも関連すると思つて、厚生政務次官から一つ。

○政府委員(紅雲みつ君) ただいま御指摘の点でございませぬが、これは出発の当時から問題にしておるところでございますので、何分まだ実施いたしましてから一年くらいなことでございませぬので、これはもう改善して参りますので、これはもう改善して参りますので十分でございます。御趣旨に沿つて今後できるだけ改善していく、かように考えます。

○吉田法晴君 もう一つ最後に、それは適用の範囲の問題であります、先ほど八木さんから日雇いの労働者なりあるいは自由労働者が主として適用されておると、こういうお話でございませぬが、あるいは一般の健康保険に任意保険と申しますか、のように、あるいはそれについて認可を必要とするかも知れませぬけれども、同様な事情にありませぬ労働者について何らかの方法によつて、この日雇いの健康保険と同様の労働者に適用する、山林等の労働者にそれがそういう方法でやるがいかどうかというところは私にわかりませぬけれども、いずれにいたしましても、そういう適用の拡大をすべき労働者があつておられるか伺いたいと思つておりますが、そういう点についてどのようにお考えおられるか伺いたいと思つております。

○政府委員(久下勝次君) 適用範囲の拡大の問題につきましては、二つの面から問題を考えていくべきものと思つております。一面におきましては、御案内の通り現行の制度は健康保険の適用事業所に働いておられます日雇いの労働者あるいは臨時の職員、こういう者者を対象にして、一つの事業所におきましては結局常用の者もあるいは臨時の日雇いの者も、何らか日雇いの健康保険なり健康保険の適用を受けるという形にすることが適当であるという考え方で出発いたしました。現行法でやっておりますのでございませぬ。そういうことになりまして、その点は広げるということになりますと、健康保険制度とのつり合ひも考えていかなければならぬと思つてございませぬ。この点は一面において一つ御了承願ひたいと思つております。

○吉田法晴君 山林労働者等については適用の拡大につきまして、これは現在一部の日雇

い労働者につきましては、労働基準法でございませぬか、労働省の方でやっておりますのと同じように、労働組合を一つの事業主と擬制いたしました、實際上適用をいたしておるものもあるわけでございます。山林労働者の中にはさういふ形においてやり得る可能性のあるものもあるのではないかと、ふりに私ども中々聞いてはおりませぬ。しかしながら、現地の者はまだ自信のあるようなことを言つて参りませぬので、その辺のところは今申し上げましたより実際の運用の面におきまして解決し得る面もあつたのではないかと、思つております。もしそういうことで解決し得る面につきましては、十分努力もいたすつもりでございます。かような立場で、適用範囲の拡大につきましては、具体的な問題で解決し得る問題、制度的にいろいろ検討しなければならぬ問題というふうなふうに考えておる次第でございませぬ。

○委員(小林英三君) これにて質疑は尽きたものとみなして御異議ございませぬか。

○委員(小林英三君) 御異議がないものと認めます。それではこれより討論に入ります。

○委員(小林英三君) 速記を始めて。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○吉田法晴君 私は、日雇いの健康保険の一年間の実施にかんがみまして、政府提案をもつてここに改正案が提出さ

れ、衆議院において受給条件に関連して修正をして送られて参り、私も慎重審議したのでございますが、なお日雇労働者の実情にかんがみまして、法の目的をいたします休業の場合、あるいは療養の場合その他十分な法の目的を達し得ない実情にする点が明らかになつて参り、ただし、政府提案にいたしまして、衆議院提案にいたしまして、最初の施行案に比しまして一歩前進であることは間違ひございませんけれども、なお従来の社会保険制度審議会、あるいは社会保険審議会の経緯にかんがみまして、あるいは今後予想せられます答申にかんがみましても、次の点について改善をすべき点があることを認めらるべきであります。これは療養の給付並びに家族療養費の支給期間を延長すること、第二は、保険給付の中に傷病手当金、出産手当金、保育手当金、配偶者保育手当金を加えるべきであるという点、第三に、保険給付の受給条件を緩和すべきであるという点、さらに適用範囲の拡大について考慮をしなければならぬという点、さらに国庫負担を増額をいたしました、そして法の目的としました日雇い健康保険のほんとうの使命を果す、特に傷病手当金等保険給付の万全を期する必要があると考へるのであります。質疑を通じて、政府においても研究をし、立案をし、なるたけすみやかなる機会において改善をしたいという答弁がございましたけれども、これらの点については、当委員会といたしましても、委員といたしましても、その点について強く要望をして、この政府提案衆議院送付の案に賛成をする次第でございます。

は終結したものと認めて御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。それでは日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案を原案の通り可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(小林英三君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもちまして原案の通り可決いたすべきものと決定いたしました。

なお本会議におきます口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられる諸君の順次御署名を願います。

- 多数意見者署名
- |       |        |
|-------|--------|
| 加藤 武徳 | 高野 一夫  |
| 阿具根 登 | 山本 経勝  |
| 森田 義衛 | 長谷部 ひろ |
| 吉田 法晴 | 榊原 亨   |
| 寺本 廣作 | 竹中 勝男  |
| 田村 文吉 | 相馬 助治  |
| 有馬 英二 | 谷口 弥三郎 |
| 山下 義信 |        |

○委員長(小林英三君) 次に、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。

○田村文吉君 この間ちよつとお尋ねしたのですが、やはり労働者関係の法律で、日歩八銭というのがございますが、あれは六銭にお直しになるようなことで、今度の法律で直つておりますか。

○政府委員(富樫總一君) 日歩八銭が六銭に変わりますことにつきましては、すでにある法律につきましましては、国税徴収法の一部改正法案の付則におきまして、関係の法律の修正が全部今国会においてなされたのでございます。ですから労働保険法につきましても八銭とあるのは国税徴収法の一部改正法案の付則におきまして、昨日申し上げたやうな結果になつておられます。

○田村文吉君 今度の法律は八銭になつておられますか、六銭になつておられるのじやないのですか。

○政府委員(富樫總一君) この労働保険法の直接の改正でなく、八銭を六銭に直す関係法律がほかたくさんございまして、国税徴収法の改正案の付則でござりますので、改正になつておられます。

○田村文吉君 これはほかの法律にもあるのですが、追徴金の一部追徴、延滞ですか、この一休原理はどこから来たのですか。

○政府委員(富樫總一君) これはつまじり納むべきものを納めないという点に對する懲罰的な意味で、いささか高い追徴金を徴収することになつておりますが、今回の労働保険法の改正におきまして、いささか過酷にわたると考へまして、今度の改正案におきましては労働保険の概算保険料につきましましてはその追徴金を取ることをやめまして、確定保険料につきましまして、なおかつ追徴金を納めないという場合にのみ追徴金を取るというふうな、従来相当過酷だったものをうんと緩和する改正案をたまたま御提示申し上げておる、こういう建前でございます。

○田村文吉君 私の伺いたいのは、一体この一割というのはどこから出したのですか。どういふ基礎によつてこの数字が――まだほかの法律にもありますよ、一体延滞金の一割というのはどういふ根拠で出したのですか。

○政府委員(富樫總一君) 別段教学的根拠なく、経済的の意味で一割程度、それで従来は四月早々に納める一年間の見込み額についてまで一割かけておつたのはどうも過酷だといふので、年四期、三期に納付して最後の確定保険料のぎりぎりのときになおかつ納めないうちの場合に追徴金をかけるというふうに限定的にいたしましたので、まあ相当緩和されたといふふうに私も考へておるわけでございます。

○委員長(小林英三君) 他に御質疑はないようでございますから、質疑は尽きたものとみなして御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(小林英三君) 御異議がないものと認めます。それではこれより討論に入ります。討論を省略して直ちに採決することに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(小林英三君) 御異議はないものと認めます。それでは労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案を原案の通り

可決することに賛成の諸君の挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕

○委員長(小林英三君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議におきます口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられる諸君は順次御署名を願います。

- 多数意見者署名
- |       |        |
|-------|--------|
| 高野 一夫 | 吉田 法晴  |
| 阿具根 登 | 山本 経勝  |
| 森田 義衛 | 長谷部 ひろ |
| 寺本 廣作 | 榊原 亨   |
| 田村 文吉 | 相馬 助治  |
| 竹中 勝男 | 有馬 英二  |
| 加藤 武徳 | 谷口 弥三郎 |

○委員長(小林英三君) ちよつと速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始めて。次に、失業保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。

○田村文吉君 大臣に伺いたいのです、第三章の二の福祉施設といふので、これは一体どんなことを考へておられるのですか。

○政府委員(江下孝君) お答え申し上げます。この福祉施設は、実は今度の改正によりまして新たに根拠規定を置いたのでございますが、従来からすでに過去二年実施してきております。その実施の内容といたしましては、昭和二十八年度におきまして一億四千万円の予算によりまして総合の職業補導所九カ所と、それから身体障害者の補導所に付属いたしました共同作業所を六カ所、それから日雇い労働者の簡易福祉施設四カ所、これだけを二十八年度に設置いたしましたして、二十九年度におきましては三億八千万円の予算をもちまして総合補導所といたしまして九カ所、簡易福祉施設といたしまして三カ所を設置いたしております。三十二年度におきましてはさらに五億五千万円の予算をもちまして主として現在でございます総合補導所の内容の充実、あるいは福祉施設というものに重点を置いて実施をいたしたいというふうに考えております。

○田村文吉君 それは在来おやりになつていらつしやるのですが、今度は新たに根拠法を作るといふのですか。○政府委員(江下孝君) 実はこの失業保険福祉施設を作るといふ根拠規定が今まで失業保険法の中になかった。しかしながら、失業保険の特別会計法の中に失業保険施設という言葉が実はございます。で、その規定だけで一応やつておつたのでございますが、どうも根拠法が本法にないといふのはおかしいじゃないかといふことで、今回新たに規定を置いたというのが実際でございます。

○高野一夫君 政府委員に伺います。現在被保険者に当然なるべきものが除外されておるのが教育とか農林水産とかあるようでありまして、この点についてもう少し詳しく何か御説明を願つてみたいと思つております。○政府委員(江下孝君) 今回の改正によりまして、従来除外されておりました「病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業」、それと「社会事業、司法保護事業その他営利を目的としない事業」、この二つを新たに強制適用にしたわけでございます。先生も御承知の通りこの失業保険法が出發いたしました当初におきましては、この除外例がもっと非常に幅が広く、たとえば三次建築の事業等も除外しておつたのでございます。しかしながら、逐次この失業保険法の実施が軌道に乗つて参りますとともに、できるだけ適用範囲を拡大してゆくと、さういふ方針のもとに、今申し上げました土木建築事業等の事業につきましては、前回の改正によりましてこれを強制適用にいたしましたのでございます。今回実はこのイからホまでの除外につきましては、さらに強制適用の方法はないかといふことで検討いたしました結果、先ほど申し上げました二つの事業につきましては、強制的に申し上げますと、この適用事業の拡張によりまして必ずしも被保険者の数が約十萬といふ計算でございます。数字的に申し上げますと、保健衛生事業におきまして七萬三千、社会事業におきまして一萬四千、非営利団体におきまして一萬六千、その他に入れます合計約十萬といふ数字になるわけでございます。新たに入れたのは、今申し上げましたように失業保険制度の本来の趣旨に沿つてで

○高野一夫君 政府委員に伺います。現在被保険者に当然なるべきものが除外されておるのが教育とか農林水産とかあるようでありまして、この点についてもう少し詳しく何か御説明を願つてみたいと思つております。○政府委員(江下孝君) 今回の改正によりまして、従来除外されておりました「病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業」、それと「社会事業、司法保護事業その他営利を目的としない事業」、この二つを新たに強制適用にしたわけでございます。先生も御承知の通りこの失業保険法が出發いたしました当初におきましては、この除外例がもっと非常に幅が広く、たとえば三次建築の事業等も除外しておつたのでございます。しかしながら、逐次この失業保険法の実施が軌道に乗つて参りますとともに、できるだけ適用範囲を拡大してゆくと、さういふ方針のもとに、今申し上げました土木建築事業等の事業につきましては、前回の改正によりましてこれを強制適用にいたしましたのでございます。今回実はこのイからホまでの除外につきましては、さらに強制適用の方法はないかといふことで検討いたしました結果、先ほど申し上げました二つの事業につきましては、強制的に申し上げますと、この適用事業の拡張によりまして必ずしも被保険者の数が約十萬といふ計算でございます。数字的に申し上げますと、保健衛生事業におきまして七萬三千、社会事業におきまして一萬四千、非営利団体におきまして一萬六千、その他に入れます合計約十萬といふ数字になるわけでございます。新たに入れたのは、今申し上げましたように失業保険制度の本来の趣旨に沿つてで

○高野一夫君 個人が五人以上の使用者者を使ひまして農場を経営しておる、その農場の一部分に農産加工の工場を持つておるといふような場合には、これは単なる耕作者といふこととやなくして、いわゆる工場における事業の労働者である場合が多いわけでありませう。これは同時に水産においてもさういふことがあり得るわけでございますが、さういふような加工工場、その水産に付属した加工工場、これに働いておる者も同様にこれは除外されるわけですか。○政府委員(江下孝君) 農林水産の生産品の加工に従事いたします者につきましては、従来解釈をいたしましては、これは強制適用といふことで現在も処置いたしております。

○相馬助治君 この今議題となつておる失業保険法の改正案を見ますと、非常に同感の面も多いのです。ところがやはり二、三納得のいかぬ面があるわけですね。そこで總括的に私はこれを實際に扱つておる局長にお尋ねするので、この改正案を発表してから後、各種労働組合からこの改正案に対する反対、あるいはこの部面はこうしてもらいたいといふふうな職場の声ともいふべき陳情等を局長自身は受けておられますか。○政府委員(江下孝君) 私の承知いたしますところでは、確かに一つだけあつたような記憶がございます。そのほかにおきましては直接の陳情は何らございません。

○相馬助治君 実は私もこの失業保険法だけは早急に改正されなければならぬといふことを考えていたもの一人です。特にこの季節的労働者の失業保険給付という問題は、現実に私の生

生れた村なんかにおいても、まことにこつぱいきまわりない、どうしてこつぱいかなことが法律でなされていふんだといふようなことを言われた事例も私は知つております。それからもう一つは、私の知り合いの娘が職を引いて家におりますが、どうなつておるんだと言つたら、私これでも月給取りよといふわけですね。何だと言つたら、ちよつと失業保険がもらわれる期間だけ結婚の日から前にそこでやめたんだと、こつぱい説明なんです。ですから私はこれも納得のいかな話だと思つていたわけですね。そこで私は失業保険法のほんとうの精神は、妻子をかかえて生活の主体者である者が、本人の意思によらずして失業した場合において、これが國の力によつてあるいは相互扶助の精神によつて守られるといふこの精神があくまで貫かれなければならぬと、こつぱいふりに考えておるわけですね。今度の改正法案で、今私が申し上げた趣旨はどの点に強く打ち出されておるのですか、局長。

○政府委員(江下孝君) 端的にお答えさせていただきますと思つておりますが、その点につきましては、この改正案の第十條と第二十條の二、これによりましてこの点が表現されておると思つております。で、この趣旨は大臣からもお話ししたと思つておりますが、失業保険につきましては、実は過去実施以來八年間相当失業対策として寄与したといふことは私も承知いたしておりますのであります。保険経済もまあ非常に好調でございますから、過去二回にわたつてまして保険料の値下げを行つたことは御承知の通りであります。ところが最近におきまして、二十九年度に

おきまして初めて約十億の赤字を生じたのでございます。で、この赤字が実は出ました原因でございますが、もちろんこの一般情勢が悪くなったということもございまして、しかし、検査いたしましたところ、今先生のおっしゃるような失業保険の本来の趣旨の乱用とも言うべきものが非常に多いという事実を私も見たのであります。で、御存じの通り失業保険法の趣旨は、これは不意の失業、思わざる失業に對してごく短期の生活の安定を立てしめるといふのが目的でございます。しかるところこの法律の趣旨が、六カ月だけ被保険者であれば、あとたれもかれも百八十日を支給するといふ建前に相なっております関係上、これらの保険の本来の趣旨が、最近におきましては没却されて、もっぱらこの六カ月働いて六カ月もう。あるいは毎年繰り返してこの失業保険金を支給を受ける。で、失業保険のほんとうの、この真の目的に沿った運営という点から考へますればいかにかと思われような点がたくさん出て参つたのでございます。これを数字で申し上げますと、二十九年におきまして失業保険の給付を受けた人数は百五十万人でございます。ところがこのうち六カ月から九カ月の被保険者期間しか有しない者が全体のうちの二七・七%、受給人員にいたしまして二十九万一千人という大きな数字に上つておるのでございます。で、この内容を検討いたしますと、これは主として、出かせぎ労働者というものがこの中の相当大きな部分を占めておる、そのほか都市等におきましては、いわゆる循環雇用ある

いは計画雇用と申しますか、計画的な失業保険の利用というものも、私どもの調査によりますと相当ある。これらが合せましてこの二十九万の中に約二十万あるというふうな計算をされるのでございます。そういういたしますと、失業保険のほんとうの必要なものに対する保険金が支給されない、そういう人たちに支給されるために保険料が危くなるということがあつた、そのために保険料の値上げをしなければならぬという事態も起りますので、これはどうしてもこの際におきまして失業保険法について、もう少し合理的な受給に對しての基礎を与える、ある程度長期間の失業保険というものが取支相償う状態に持つていく必要があるといふこと考へましたのが今回の改正案でございます。そこで今おっしゃいました点でございますが、この二十条の二でございますが、「離職の日まで引き続き五年以上同一事業主に被保険者として雇用された者には、前条第一項の規定にかかわらず、通算して百八十日を超えて支給することができ。しかし「超えて」といふその超えた限界は三十日を超えてはならない。つまり合計いたしました二百十日を超えてはならない、かようにいたしておるのでございます。さらに離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間が一年未満でありまして、離職の日まで十年以上の被保険者期間をもちましたものに對しましては、通算して百八十日にプラス九十日のこのプレミアムと申しますか、さらにプラスの給付を与える、こういうふうな今回は考へたのでございませう。この趣旨は、申し上げましたよう

に比較的長期間雇用されたという者は、相当他に転職等も困難な場合が多く、また保険経済等にも寄与もいたしておりますし、これらの人に對してできるだけ手厚い措置をしたいというのがねらいでございます。これに反しまして受給被保険者期間が六カ月から九カ月というごく短期のものにつきましては、先ほど申し上げましたような趣旨によりまして、できるだけこの乱用を防ぐということから、九十日というふうな従来の給付日数を半減いたしましたのであります。実は毎年繰り返して一定の保険金をもらつて、これを防ぎますためには、被保険者期間を一年ということにするのも、これは一つの好方法であるかと私どもは考へたのでございますが、外国の立法例等を見ましても、六カ月だけで百八十日を出すというふうな非常に甘い規定につきましては、イギリスほかごく少数の国でございます。一年というものが相当多いのでございます。さらに六カ月の以上のもので支給いたします場合においても、給付期間を非常に制限しておるといふ例もあるものでございます。そこで以上申し上げましたような、一方におきまして乱用を防ぎ、さらに合理的な基礎を与えるということから、今回この九十日ということ考へたのでございます。一年ということにいたしますことが筋は通るかもしれませんが、とにかく現在まで半年働けば百八十日出すという建前で運用されて参つておるので、これを急激な変化を与えるということは、今の雇用秩序に混乱を来たすといふおそれもございませう。そこで今回の改正におき

ましては、その中をとりまして、九十日ということにいたし、幾らかでもこれによりまして乱用が防止されるという点をねらつたのでございます。 ○吉田法晴君 関連。安定期間から人数等についてはお話をいたしました。その点を金額で一つお示しを願いたいと思つてます。保険経済云々ということでございますから、金額を一つお示しを願ひたい。 ○政府委員(江下孝君) 今回の措置によりまして、給付日数の延長を行いますことによつて給付金がふえますのが二億六千八百万円、これは本年度九月施行ということを一応考へまして、こういうことでございます。それから給付日数の短縮によりまして減額されるものが十三億七千四百万円、こういう数字に相なるのでございます。 ○竹中勝男君 関連。半年短期の受給者が二七%あるというのを乱用というふうに直ちに解釈されるということについては、私どもは非常に疑義を持つておるので、これは社会保障審議会でも私は相当この点は論じたわけですが、日本の現在の経済機構からすると、長期の常用雇用というものは非常に減つております。そういう臨時的な短期の雇用関係というものがむしろ一般になりつつあるというのが現状であります。ことに、現在の企業合理化という線からすると、すでに縮小して二割、あるいは駐留関係の仕事も二割、あるいは炭鉱の合理化、相当大量の失業者が出て来るということは、すでに常用雇用量が減つておるといふことにはかならない。そうすると、日本の雇用関係というものは、むしろ短期

で、そして臨時的な性質を持つておる。あるいは季節的という言葉も使つてあります。そういうものがほとんどこれは今日の雇用関係においてむしろ一般的な形をとりつつあるのですから、むしろ六カ月の雇用というものは、これは決して乱用というわけではなくて、これが実は常態、ノーマルな状態になつておるといふふうに私は考へるのですが、この点について乱用といふことの数字がありますか。 ○政府委員(江下孝君) 失業保険の建前でございますが、これは被保険者にできるだけ平等にこの利益を与えるといふことは、やはり考へなくてはならぬと思つておる。一部が被保険者につきまして、先ほど申し上げましたように、毎年繰り返して失業保険をもらうという状態を継続いたさせますれば、他の長期の雇用の被保険者に對しまして相当影響があるわけでございます。もちろん私もこの三十万近い短期被保険者の中には先生のおっしゃるようなものも相当あるといふことは承知をいたしておるのでございますが、失業保険のみをもつていたしましてこの雇用対策と申しますか、失業対策を全部をカバーするといふことはなかなか困難な事情にあると思つて参ります。今後におきましては、それら非常に気の毒な人に対しては、それは、職場を与えてこれらの人の生活を見てやるというふうな考へてゆきたいと思つておる。 ○竹中勝男君 もう一つ関連。これはゆつくり私は保険経済というものの根本から考へてゆきたい。あらためて御質問したいと思つておるのですが、長期の雇用関係にある者については割に優遇す

るといふ考え方ですね。長期に就業しておつた者が離職しても新たな就職がはずかしいだろ」といふ考へ方は、私は逆だと思つたのです。長期にたゞは十年雇用されてゐるような者は、失業をしてほまた雇用機会がある。ところが、六カ月くらいで失業する人は、これは産業機構からの失業なのであつて、これはまたさらに就職してまた六カ月くらいで失業するというのが今日の状態なんです。十年以上も就職してゐる者は就業の機会が少いだろうといふ考へ方は、私はちよつと承服がでない。

それから保険経済に貢献してゐるからそれは優遇するといふ考へ方も、これは保険経済の性質の上から、保険といふものはそつうな性質のものぢやない。掛金の利益を自分がまた返して貰うといふことは保険の経済の保制度の本質ぢやないと私は考へております。その二点を。

**○政府委員(江下孝君)** 御趣旨の点でございまして、私もまことにいたしましては、かりに一人の人が短期間の被保険者期間をもつて絶えずそれを繰り返してゆく、こつういうことは、その本人のもちろんために必要なことでありまして。そつういふ形でなくて、私どもとしましては、できるだけこれらの方がそつういふ保険という安逸なものによらないで働けるよつうな形に持つてゆくといふふうな考へなくてはならぬぢやないかと思つております。仰せのごとき、確かに今失業情勢が非常に險悪でございまして、なかなか配置転換その他といふものを実施いたしまして困難な面はございまして。しかし、御承知の通り、まあこつうも相当失業対策の

予算を増額いたしましたし、できるだけ雇用の増加をはかるというこつうで考へておりますので、そつういふ方向でこれらの方に對しては対処いたしたいといふふうな考へておるのであります。なお、長期間の被保険者について離職した場合、就職が必ずしも困難にならない、反対だといふお話でございまして、私もその調へましたところでは、やはり長期間同じ仕事に働いたといふ人は相当他への配置転換がむずかしいといふように私どもは承知をいたしておるのであります。

なお、保険経済に寄手したからどうといふお話でございまして、これは結局冒頭に申し上げましたように、失業保険といふものは、先生の御承知の通り、これは短期の生活保障、つまり思わざる不慮の失業に對する短期の生活保障といふのが建前になつておる。その見地から考へますときには、この点について多少のニュアンスを持たせるといふことはやむを得ない処置ではないかといふふうな考へております。

**○相馬助治君** 私は冒頭に、この失業保険法改正案といふものは、現在必要で、しかも早急にやらなければならぬ改正の内容を含んでゐるから、その精神はわかると、かよつうな前提に立つて質問をしたのです。しかし、この改正法案を賛成だと私言つていない。こつういふ気持はわかる。そこで私は質問いたしましたところが、局長は喜んで、かよつうなわけですと効能書きを述べた。しかし、私が問題にしているのは、その次に吉田委員が関連して述べた点であるのです。こんなりつぱな改正法案を出したのに労働組合は反対をしておる。私は最初その反対の理由がわから

なかつた。それで私は文字通りこの法律案を読んで、なぜ労働者諸君が反對するのだろつうと思つたが、私はやはり結論的に素朴な労働者の理屈抜きのこつうの感覺といふものの鋭敏さに打たれておる。といふのは、今吉田委員の関連質問で、並びに竹中委員の関連質問ではつきりわかつたことは、ともかくこの改正案によつて本年だけでも十億もつかるといふわけだ。もうかるといふ言葉はおかしいけれども、政府出資、政府から出す金が少くなる。そこに問題の第一点がある。

第二点は、竹中委員が質問したことになつておる。これは、これぞ救済科に答へられてゐるのは、これぞ救済科でないところは雇用量を増大して就職させてそこで救済。これはいかに絵にかいたもちであるかといふことは何人もわかつておるので、おそろく局長自身がよくおわかりだと思つたのです。そこで私はこの法律については、やはり逐條的に徹底的にお伺ひし、そつうして私もこの法律にはぜひとも進んで講じてもらわなければならぬ内容を含んでおきますので、この法律案が成立することには私はいささかも反對しよつうとするものではないのであつて、ただ現実の問題としては、この改正法律案は現在の気の毒な状態にある労働者に福澤をもたらすものではないといふ点に問題があるから、私は逐條について少しも少し勉強してきてお伺ひするつもりです。本日は、私自身はあつたかさん質問がありまして、こつうことだけ申し上げて、この辺で打ち切つておきます。

**○吉田法晴君** さきほど九月実施によつて、給付日数の延長によつて二億六千八百万円、短縮によつてもうかる

といひますか、減るのが十三億七千五百万円ですか、そつういふ数字があげられました。そつういふ数字があげられました。そつういふ数字があげられました。そつういふ数字があげられました。

**○政府委員(江下孝君)** 平年度におきましては、この給付日数の延長によりまして増加が十三億二千二百万円、給付日数の短縮によりまして減が二十億五千六百万円、一応のこれは推定でございまして、そつういふよつうな計算をいたしておるのであります。

**○委員長退席、理事加藤武徳君着席**  
「委員長退席、理事加藤武徳君着席」

支給したかといふ点でございまして、これは現実的に説明をさしていただきまして、季節的に雇用されるものであるかどうかとこととは、この法律制定の当初におきましては、ある程度明確にされたのでございまして、最近におきましては、北海道の出かせぎ等に行きます季節的な労働者と申しまして、これが季節的であるかどうかといふ点についてはいろいろこれは問題がございまして。たとえば今から北海道に働きたいといふ場合に、この人はその当初において季節的な労働者であるかどうかといふことを把握することはできないのでございまして、結局六カ月たつてまた国に帰つてくるというこつうで初めて季節的といふ点が判明するわけがあります。あるいは雪が降るといふ予定のもとに半年行つておつたものが、それが雪が降らなかつたので一年働いたといふ場合には、これは季節的ではない。そのほか職場の移動等もございまして、現実には季節的に業務といふものがまことに困難になつてきたのであります。

**○政府委員(江下孝君)** 先ほどこれは相馬先生の御質問に對してお答へしたのでございまして、先ほど申し上げましたこの給付日数の短かい、この被保険者期間の短かい者約三十万のうち、はつきり季節労働者らしいとつかめませんものが十五万あるわけにございまして、この法律をこらんになりまして、この第十條の二号でございまして、この第十條の二号の中に「季節的に雇用される者」といふのはこれは法律から除外をされておるのでございまして。すなわち「季節的に雇用される者」といふのは、これはこつう短期のものもあるし、短期なものでもなくても毎年繰り返すといふ性質のものであるから、これは適用を除外するといふことに相なつておるのでございまして、これらの人たちに對しましてそれではなぜ今まで保険を

支給したかといふ点でございまして、これは現実的に説明をさしていただきまして、季節的に雇用されるものであるかどうかとこととは、この法律制定の当初におきましては、ある程度明確にされたのでございまして、最近におきましては、北海道の出かせぎ等に行きます季節的な労働者と申しまして、これが季節的であるかどうかといふ点についてはいろいろこれは問題がございまして。たとえば今から北海道に働きたいといふ場合に、この人はその当初において季節的な労働者であるかどうかといふことを把握することはできないのでございまして、結局六カ月たつてまた国に帰つてくるというこつうで初めて季節的といふ点が判明するわけがあります。あるいは雪が降るといふ予定のもとに半年行つておつたものが、それが雪が降らなかつたので一年働いたといふ場合には、これは季節的ではない。そのほか職場の移動等もございまして、現実には季節的に業務といふものがまことに困難になつてきたのであります。

いというふうに考えているのであります。

○吉田法晴君 北海道の出かせぎは季節労働者であるかどうかもはつきりせぬ部分がある。それから十五万人の季節労働者があるという事は、最初はわかっておった、最近の実態はわからぬ、そういうわからぬものを基礎にして案を立てるといふことはこれは難事ではなければ悪意というほかない。それは今年の計算において十億、これは来年度になつて年間を通じてもやつぱり十億、この辺もわかりませんが、私先ほど尋ねておつたのは、そういう今更でから考えてみてプラス、マイナス少くとも今年についてもそうだが、十億ももうかるような保険の改善をなぞ考へるか。保険経済、保険経済というけれども、それは保険経済でもりけるという事を考へる必要はない。それにどうしてそういうことを考へたかという事です。

それからもう一つあわせて、そうしますと保険経済全体としての失業保険、従来長い間保険の給付が少くて保険の積み立てといふ事は、保険の全体の金は黒字を続けてきた、こういうお話でございますが、これは資料の中に出ておるかどうかわかりませんが、保険の実績を一つお示しを願ひたい。

○政府委員(江下孝君) お答え申し上げます。少し私の言葉があいまいでございまして、そういう誤解を受けられたかと思ひますが、この季節的に雇用される者といふものにつきましては、結果的にしか判定ができないといふことで、現実にはこれらの大部分の者に適用せざるを得なかつたといふのでございます。もしこれらのものを放

置いたしましておきますならば、季節的に雇用される者は、二十八年度は八万五千程度であつたものが、二十九年度は一躍十三万を突破する数字になつております。このままいたしておきますと、われもわれもといふことで皆短期間の被保険者になつて参るといふ実情があるのでございます。今申し上げましたような点もございまして、さらに都市方面等におきましては、短期の人が計画的に失業保険を利用するという面が最近非常に多くなつて参つております。で、これを放置いたしておきますと、ほとんどこれが全国的な傾向に相なります。昨年度におきましては十億の赤字で済んだのでございましては相当額の赤字になるという予想が出ておるのでございます。そういうことになると、結局そういう比較的安易な方法で失業保険を利用する人のためにむしろ利率の値上げというやうなことで一般の善意の人に私は相当負担をかけなすやうな事になつておることも相なりますので、この点については、この改正案の通り措置することが適當であると考えておるのであります。

なご従来黒字であつたといふことでございますが、確かにさうでございます。現在までのところ約二百五十億の積立金がございます。これは昨年は赤字になりましたので、この積立金から相当おろしたのでございまして、現在におきまして約二百五十億の積立金がございます。

○吉田法晴君 昨年来季節的な雇用の労働者がふえて、そして昨年については赤字が出た。ところが、それは季節

的な労働者の部分だけではなからうと思ふ。これはデフレ政策と申しますか、失業者が多数に出たという結果でございまして、それが計算の上から、失業者がこれだけ出たから、その増加分がこれだけ、季節労働者なら季節労働者の増加の分についてこれだけ、こういうことはおそろくあるだろうと思ふ。で、去年ふえたからこういう工合に抑えるのだと、こう言われるものは、これからほうつておけばふえると言われませんが、法の改正によつてこれでは押えるといふと、今年には二億幾ら、来年度は十三億ぐらゐ、これで短縮することによつて、はるかにそれをカバーする、十億もこす、いわば保険経済の点から言ふならば、プラスだからもうけると言ふのですが、もうけるという数字が出ておることは間違いない。それならばその季節労働者のある云々ということによつて改正をしようという点でも合理的じゃないか。

もうけるという結果になつておるじゃないかという事を申し上げておる。そこで、保険の今までの積み立てが二百五十億といふ話がございましたが、もつと保険の推移を、昨年なら昨年の二百五十億といふことでなくて、一つ資料をお示し願ひたい。それは、手元に刷つてお渡し願ひなければならぬ。

○政府委員(江下孝君) これは手元に差し上げてあると思ひますが、失業保険事業月報といふのがございまして、この中にすつと毎月の保険料の収納と支給の金額が出ておるはずでございます。これによつて御承知を願ひたいといふことで、説明を省略したのでございます。今申し上げましたように、今

回の改正に考へましたことは、何と申しましても、その失業保険というものに合理的な基礎を与えるという点でございまして、もちろん季節的な雇用と認められるものを排除するといふことも大きな一つの眼目でございまして、それと合せまして、合理的な基礎を与える、そのために特に被保険者期間の長い者に対しては、給付期間を延長いたしておるのでございます。そういうふうに、全体の考へ方といたしまして、今後こういうふうになりましては失業保険の運用をいたしてこの失業保険が健全に運営されるという事を期待をいたしておるのであります。

○吉田法晴君 失業保険事業月報と書いてございまして、これは月報なんです。もちろん昭和二十九年四月云々といふこともございまして、私が申しておるのは、二百五十億の黒字が出ましたその年間の収支と申しますか、それから、その中で失業者がどれだけあり、あるいは季節労働者がどれだけある、こういうことによつてですね、考へなければ、これは、この資料だけではつきりいたしません。しかもこの中には季節労働者なら季節労働者の数字等はどこに入つておるか知りませんけれども、私の見るところではございせん。そうすると、結果から見ての話だけれども、十億ももうかるやうな改正は、これはやっぱり改悪だと言わなければならぬ。そこで、なぜそういう案が立つたかと、こういう数字的な基礎がなければ、ここに検討ができないじゃないか、その数字をこれは、まあ何年かからとつていいかわかりませんけ

れども、月計のじゃなくて、年計について資料を一つ御提出を願つて質疑をいたしたいと思ひます。

○政府委員(江下孝君) この資料ではもちろん直接的にわかりやすく出ておりませんが、毎年集まつたかといふことは統計で出ております。さらに保険金の給付につきましても総額が出ております。そこでこの保険金給付総額の三分の一がこれが政府負担でございまして、残りがこの保険料の収納と見合はばいのでございまして、これについておわかりになりますように、過去におきましては、保険金の給付総額の三分の二と保険料の収納済み額を比べてみますと、保険料の収納済み額の方が多一部分が大部分でございまして、従つてこの残余の部分が積立金に相なつたのであります。ところが最近におきましては、これによつておわかりになりますように、明らかにこの保険金の三分の二が保険料収納済み額より多いという実情に相なつております。失業保険法の規定によりますと、過去六カ月間において収納いたしました保険料がこの保険金給付総額の三分の二に満たないという場合には、中央職業安定審議会に意見を聞いて、保険料率の改訂のため案を国会に提出しなければならぬといふことに相なつておるのであります。最近一年程度ではほとんどこれが赤字でございまして、その赤字の傾向が最近におきましては特にふえて参りました。このままこれを放置いたしますと、当然これは保険料率の問題にも及んでくるのでございまして、私どもといたしましては、もちろんこの正当なる保険法の運用によりまして、保険

れども、月計のじゃなくて、年計について資料を一つ御提出を願つて質疑をいたしたいと思ひます。

れども、月計のじゃなくて、年計について資料を一つ御提出を願つて質疑をいたしたいと思ひます。

金の支給がふえたということならば、当然料率の改訂問題も起るのでござい

ますけれども、しかしながら以上申し上げましたように、二十七年年度においてはほとんどなかつたような季節労働者が二十八年度におきましては八万、二十九年度におきましては十三万五千、ウナギ登りに上つてきておる、こういうところから考えまして、私どももいたしましては、今回この保険のそういう弱い点を是正いたしまして、結果においてはおつしやるように十億の給付減になりまして収支がとんとんになるわけでございしますが、先ほど申し上げましたように、本来この保険法の建前

といたしましては、季節的に雇用される者というのは除外するのでございす。で、私どもの今回の措置では、これを全然除外しないで、むしろこれらに対しては三カ月だけは保険金を支給するといふのでございす。差し引きすれば確かにこの給付額が減るのでございすけれども、それにつきましては他の雇用政策によつてできるだけカバーしていくといふことで処置をいたしたいのであります。

○加藤武徳君 議事進行について。私は保険法をまあきよう議了したい、かように考えるわけです。従つて委員長におかれましては、もうこの辺で質疑を打ち切られるように議事のお運びをお願いしたいと思います。「賛成」

「反対」と呼ぶ者あり

○委員長(小林英三君) それでは今加藤君から質疑を打ち切りたいという動議が出ましたが、加藤君の動議に賛成の諸君の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(小林英三君) 多数と認めます。ちよつと速記をとめて。

午後五時四十分速記中止  
午後六時七分速記開始  
○委員長(小林英三君) それでは速記を始めます。

○加藤武徳君 私は失業保険法の一部を改正する法律案の質疑を打ち切る動議を提出いたしました。この動議を撤回いたします。

○委員長(小林英三君) それでは本日は、これにて散会いたします。  
午後六時八分散会

七月二十六日日本委員会に左の案件を付託された

一、調理改善法案(片柳貞吉君外七名発議)

調理改善法案  
調理改善法  
第一条 この法律は、公衆衛生の向上及び食生活の改善に資するため、調理士の資格を定めて食品の調理を業とする者の資質の向上を図り、かつ、これらの者が食品の調理方法の改善に寄与するみをひらくことを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律で「調理士」とは、次条第一項の免許を受けた者をいう。  
第三条 調理士の名称を用いて食品の調理を業としようとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

2 前項の試験は、都道府県知事が行う試験に合格した者に対して与える。

3 前項の試験を受けることができる者は、集団給食施設(寄宿舎、学校、病院等の施設で食品を調理して継続的にこれを多数人に供するものをいう。以下同じ。)又は飲食営業(食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、レストランその他食品の調理を行う営業をいう。以下同じ。)の施設において二年以上食品の調理の実務に従事した経験を有する者とする。

4 第二項の試験は、公衆衛生に関する常識その他食品の調理に関する知識及び技能について行う。

5 都道府県知事は、少くとも毎年一回、第二項の試験を行わなければならない。

(免許を与えない場合)  
第四条 次の各号の一に該当する者に対しては、前条第一項の免許を与えない。  
一 精神病者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚せい剤の中毒者  
二 伝染病にかかつている者で食品の調理の業務を行うに適しないもの  
三 前号の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者で同号の業務を行うに適しないもの  
四 第六条第一項第二号の事由により同項の規定による取消処分を受けた後一年を経過するまでの者  
(免許証)  
第五条 第三条第一項の免許は、免許証を交付して行う。

(免許の取消等)  
第六条 都道府県知事は、調理士が次の各号の一に該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は一年以内の期間を定めて調理士の名称の使用を停止することができる。

一 第四条第一号から第三号までの各号の一に該当するに至つたとき。  
二 その者の責に帰すべき事由により食品の調理の業務に関し公衆衛生上重大な事故を発生させたとき。  
2 都道府県知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、期日、場所及び処分を通知してその者又はその代理人につき聴聞を行い、これらの者が有利な証拠を提出して意見を述べたとき。  
3 都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで、第一項の規定による処分をすることができる。

(政令への委任)  
第七条 前四条に定めるもののほか、免許の申請、免許証、試験その他免許に関し必要な事項は、政令で定める。  
(名称の独占)  
第八条 調理士でなければ、調理士又はこれに類似する名称を用いてはならない。  
(調理士を置く義務)  
第九条 政令で定める集団給食施設

(指導資格者の登録)  
第十条 主務大臣の指定する法人(以下「指定法人」という。)は、政令で定める基準に従い、調理士(第六条第一項の規定による停止処分を受けた者を除く。以下この条において同じ。)のうちから、公衆衛生の向上及び栄養の改善、食糧消費の合理化その他食生活の改善のために調理に関する指導を行うに必要な適格性を有する者を、その者の申出によつて、登録することができる。

2 指定法人は、前項の基準に適合する調理士から同項の規定による登録をすべき旨の申出を受けたときは、正当な理由がなければ、登録を拒んではならない。

3 指定法人は、第一項の規定による登録(以下「登録」という。)をするに当つては、政令で定める額をこえて手数料を受けてはならない。

4 指定法人は、登録をしたときは、登録を受けた者に対し、登録証を交付しなければならない。

5 登録は、その登録を受けた者が第六条第一項の規定による処分を受けたときは、その効力を失う。

6 登録を受けた者は、集団給食施設の管理者、飲食営業を営む者又は一般公衆のために調理に関する講習会その他の催しを開催する者から、申出を受けたときは、その

の管理者又は政令で定める飲食営業を営む者は、その調理を行う施設に調理士を置くようにならなければならない。

の管理又は政令で定める飲食営業を営む者は、その調理を行う施設に調理士を置くようにならなければならない。

申出に依りて、調理に關する指導を行ふように努めなければならない。

(指定法人の指定)  
第十一條 指定法人の指定(以下「指定」といふ)は、次の各号の要件を備へる法人のうち適當と認められるものにつき、当該法人の申請によつて、行ふものとする。

- 一 營利を目的としないこと。
- 二 登録の業務の公正な運営を阻害すべき事由がないこと。
- 三 登録の業務の適確な遂行に必要な能力を有すること。

2 主務大臣は、指定をしたときは、指定法人につきその名称、住所その他主務省令で定める事項を公示しなければならない。公示に係る事項につき変更があつたときも同様とする。

3 指定の申請をしようとする者は、二千円以内において政令で定める額の手料を納付しなければならない。

4 指定法人は、第二項の公示に係る事項を変更したときは、主務省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(指定の取消等)  
第十二條 主務大臣は、指定法人が前条第一項各号の要件を欠く等指定を受けるに適當でないと認められるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。

2 前項の場合には、第六條第二項及び第三項の規定を準用する。

3 主務大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

4 主務大臣は、第一項に定めるもののほか、指定法人に対し必要な指導及び監督を行ふものとする。(政令への委任)

第十三條 前三條に定めるもののほか、登録証、指定の申請その他登録及び指定に關し必要な事項は、政令で定める。

(調理士団体)  
第十四條 主務大臣は、公衆衛生の向上又は栄養の改善、食糧消費の合理化その他食生活の改善を図るため必要があると認めるときは、食品の調理方法の改善又は調理士の資質の向上を目的として調理士が組織する団体に対し、必要な助言又は援助を与へることができる。

2 都道府県知事は、調理の技能につき第三條第二項の試験を行う場合には、前項の団体の意見を聞くことができる。

(主務大臣)  
第十五條 第十條から第十二條まで及び前條の主務大臣の権限及び主務省令を制定する権限は、厚生大臣及び農林大臣が行ふものとする。(条例による特別の定)

第十六條 この法律の規定は、衛生上の危害の発生を防止するため調理上特殊の知識及び技能を要する食品の調理を業とする者につき地方公共団体の条例で特別の定をすることを妨げない。

(罰則)  
第十七條 次の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項の規定により名の使用を停止された者で調理士又はこれに類似する名称を用いたもの

二 第八條の規定に違反した者

三 第十一條第四項の規定に違反した者

第十八條 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關して、前條第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても同條の刑を科する。

附則  
1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三月をこえない箇月内において政令で定める。

2 都道府県知事は、当分の間、集団給食施設又は飲食営業の施設において五年以上食品の調理の実務に従事した経験を有する者で厚生大臣の認定した養成施設又は講習において必要な知識を修得したものに對しては、第三條第二項の規定にかかわらず、その者が同項の試験に合格した者でない場合においても、同條第一項の免許を与へることができる。

3 この法律施行の際現に都道府県知事の免許により「調理士」又は「調理師」の文字を用いる名称(特定の食品の名称を含むものを除く。)を使用しうる者は、この法律施行後五年以内(有効期間の定めのある免許を受けた者にあつては、その有効期間の残存期間に相當する期間内)に限り、第三條第一項の免許を受けた者とみなす。

4 前項の規定の適用を受ける者でこの法律施行の際現に都道府県知

事の処分により同項の名称の使用又は食品の調理の業務を停止されている者は、この法律施行の日において、第六條第一項の規定による停止処分を受けた者とみなす。ただし、その期間は、都道府県知事の処分に係る期間の残存期間に相當する期間とする。

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の二を次のように改正する。

第五條第二十一号の三の次に次の一号を加える。

二十一の四 調理士の登録を行う法人を指定し、これを指導監督すること。

第九條第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 調理士及びその団体並びに調理士の登録を行う法人に關すること。

6 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十九号の二の次に次の一号を加える。

四十九の三 調理士の登録を行う法人を指定し、これを指導監督すること。

第四十六條中「第四十九号の二」を「第四十九号の三」に改める。

第五十條に次の一号を加える。

六 調理士の登録を行う法人及び調理士の団体に關すること。

一、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は七月二十一日)

七月二十六日日本委員会に左の案件を付託された

一、社会保険制度の確立に關する請願(第一六〇六号)(第一六二八号)(第一六四八号)(第一六五四号)(第一六八一号)(第一六八八号)(第一七二二号)(第一七二二二号)(第一七二二三号)(第一七二四号)(第一七二五号)

一、四国電力株式会社の人権じゅうりん事件に關する請願(第一六〇七号)

一、四国電力株式会社の不当労働行為事件に關する請願(第一六〇八号)

一、附添看護制度に關する請願(第一六二二号)

一、強制医療分業反対に關する請願(第一六五〇号)(第一七二〇号)

一、失業対策事業に關する請願(第一六五六号)

一、宮崎県串間市に公共職業安定所設置の請願(第一六六九号)

一、医療類似行為の絶滅に關する請願(第一六八三号)

一、美容師法制定に關する請願(第一六八九号)

一、クリーニング業法中一部改正に關する請願(第一六九四号)

一、同和問題国策確立に關する請願(第一七〇〇号)(第一七〇五号)

一、優生保護法中一部改正に關する請願(第一七〇六号)

一、附添看護制度廢止反対に關する請願(第一七〇七号)(第一七〇八号)

事の処分により同項の名称の使用又は食品の調理の業務を停止されている者は、この法律施行の日において、第六條第一項の規定による停止処分を受けた者とみなす。ただし、その期間は、都道府県知事の処分に係る期間の残存期間に相當する期間とする。

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の二を次のように改正する。

第五條第二十一号の三の次に次の一号を加える。

二十一の四 調理士の登録を行う法人を指定し、これを指導監督すること。

第九條第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 調理士及びその団体並びに調理士の登録を行う法人に關すること。

6 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十九号の二の次に次の一号を加える。

四十九の三 調理士の登録を行う法人を指定し、これを指導監督すること。

第四十六條中「第四十九号の二」を「第四十九号の三」に改める。

第五十條に次の一号を加える。

六 調理士の登録を行う法人及び調理士の団体に關すること。

一、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は七月二十一日)

事の処分により同項の名称の使用又は食品の調理の業務を停止されている者は、この法律施行の日において、第六條第一項の規定による停止処分を受けた者とみなす。ただし、その期間は、都道府県知事の処分に係る期間の残存期間に相當する期間とする。

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の二を次のように改正する。

第五條第二十一号の三の次に次の一号を加える。

二十一の四 調理士の登録を行う法人を指定し、これを指導監督すること。

第九條第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 調理士及びその団体並びに調理士の登録を行う法人に關すること。

6 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十九号の二の次に次の一号を加える。

四十九の三 調理士の登録を行う法人を指定し、これを指導監督すること。

第四十六條中「第四十九号の二」を「第四十九号の三」に改める。

第五十條に次の一号を加える。

六 調理士の登録を行う法人及び調理士の団体に關すること。



第一六〇六号 昭和三十年七月十四日  
日受理  
社会保険制度の確立に関する請願  
請願者 石川県金沢市小將町中  
丁二五ノ一 沢野茂人  
外九十四名

紹介議員 井村 徳二君  
現行医療制度の欠陥は保険医制度の不備が根本であつて、濫診、濫療、不正請求等がひん発し、重大なる社会問題となりつつあり、しかも保険医制度の欠陥は、野放し契約が由因であつて国民の医療内容の向上に大きな障害となつてゐるから、医療社会保険諸法律の改正等によつて、(一) 保険医制度の改革、(二) 結核療養保険の創設、(三) 新医療費体系の実施、(四) 支払報酬基金制度の改革、(五) 標準診療制の創設等の実現を期せられたいとの請願。

第一六〇七号 昭和三十年七月十四日  
日受理  
四国電力株式会社の人権じゆうりん事件に関する請願  
請願者 東京都港区芝公園八号  
地ノ六日本労働組合総  
評議会内 藤田藤太郎  
外一名

紹介議員 藤田 進君  
昭和二十七年秋季において電産労組が行つた争議行為は違法かつ不当な争議行為であると断定し、四国地方執行委員長菅正三郎以下十一名を昭和二十七年秋季における電産四国地方本部の違法、不当な争議行為の企画、指導ならびに遂行事件として会社の一方的専断によつて懲戒委員会に附議したことはその結果の如何にかかわらずそのこと自体が、労組法第七条一号ないし三号に違反する不当労働行為であるから、本件に関し参議院において調査の上、不当労働行為の救済について善処せられたいとの請願。

第一六〇八号 昭和三十年七月十四日  
日受理  
四国電力株式会社の不当労働行為事件に関する請願  
請願者 東京都港区芝公園八号  
地ノ六日本労働組合総  
評議会内 藤田藤太郎  
外一名

紹介議員 藤田 進君  
昭和二十七年秋季に電産労組が行つた争議行為に対して四国電力株式会社は違法かつ不当な争議行為であると断定し、四国地方本部執行委員長菅正三郎以下十一名を昭和二十七年秋季における電産四国地方本部の違法、不当な争議行為の企画、指導ならびに遂行事件として会社の一方的専断によつて懲戒委員会に附議したことはその結果の如何にかかわらずそのこと自体が、労組法第七条一号ないし三号に違反する不当労働行為であるから、本件に関し参議院において調査の上、不当労働行為の救済について善処せられたいとの請願。

第一六二二号 昭和三十年七月十五日  
日受理  
附添看護制度に関する請願  
請願者 滋賀県議会議長 辻田 太一

紹介議員 村上 義一君  
今回政府は、完全看護を実施する目的で国立病院療養所の常勤役婦を定員化し、現行の附添看護制度を廃止する方針を明らかにしたが、本制度をいま直ちに廃止しこれを定員化する事は現在全国のこれら病院、療養所に働く附添婦の多数が失職することになり、しかもこれら附添婦の多くは寡婦又は一家の支柱となつて生計を支えているものばかりであるから、附添婦を定員化するのだから先ず定員外となつて失職する付添婦に適當な保障の道を講じた後実施せられたいとの請願。

第一六二八号 昭和三十年七月十五日  
日受理  
社会保険制度の確立に関する請願  
請願者 奈良県宇智郡五条町  
北山藤一郎

紹介議員 木村篤太郎君  
この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一六四八号 昭和三十年七月十八日  
日受理  
社会保険制度の確立に関する請願  
請願者 東京都新宿区新宿二ノ二九 並木重信  
紹介議員 遠藤 柳作君  
この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一六五〇号 昭和三十年七月十九日  
日受理  
強制医療分業反対に関する請願  
請願者 茨城県常陸太田市内堀町 中山干城  
紹介議員 宮田 重文君  
強制医療分業は、従来の医療制度に根本的の改革を加えるものであつて、わが国現下の実情に照し、種々の欠陥を包蔵し、これを実施することは国民保健の立場から誠に憂慮すべきものがあるから、この際、医師法、歯科医師法

及び薬事法の一部を改正する法律について再検討を加え、現行任意医療分業制度の趣旨に副より取り計らわれたりとの請願。

第一六五四号 昭和三十年七月十九日  
日受理  
社会保険制度の確立に関する請願  
請願者 鳥取県日野郡黒坂町  
島田鉄雄外三十三名  
紹介議員 三好 英之君  
この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一六五六号 昭和三十年七月十九日  
日受理  
失業対策事業に関する請願  
請願者 大阪市議會議長 松尾 頼一郎外四名  
紹介議員 一松 定吉君  
失業者の激増に対する政府の諸施策の具体化は、大都市においては実状にそわない点があるため、失業者の集中する都市においては就職情勢はますます悪化し、しかも窮迫せる地方財政をもつては増高する失業対策事業の義務的経費の負担すら困難であるため、失業対策事業の国家返上論さえ叫ばれているから、(一) 政府自らの責任において完全雇用の方途を開き総合的失業対策事業を強力かつすみやかに実施推進すること、この場合知識層失業者の対策事業を必ず取り上げることに、(二) 事業主体である地方自治体の実情に合ふ財源を確保すること、この場合ひもつき起債、基準額及び補助率の引上げ、短期融資等あらゆる財政措置を講ずること、(三) 昭和三十年度政府予算は計上された特別失業対策事業はその施行区域を大都市に集中する

こと等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一六六九号 昭和三十年七月十九日  
日受理  
宮崎県串間市に公共職業安定所設置の請願  
請願者 宮崎県串間市長 谷口 静紀外一名  
紹介議員 竹下 豊次君  
宮崎県串間市は、日南市と相並び県南の要衝として国並びに県の各機関をはじめ各種団体が所在し、政治、経済、交通、文化の中心をなしているが、最近大中市における各種企業の倒産や事業不振の影響により当市の失業人口は増大の一途をたどつてゐるにもかかわらず、労働行政はほとんど放任されており、失業者は失業保険金給付等のため遠く日南市の公共職業安定所までかけなければならない状態であるから、本市に公共職業安定所を設置されたいとの請願。

第一六八一号 昭和三十年七月二十日  
日受理  
社会保険制度の確立に関する請願  
請願者 京都市右京区安井西沢町一 小橋春樹外八名  
紹介議員 雨森 常夫君  
この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一六八三号 昭和三十年七月二十日  
日受理  
医療類似行為の絶滅に関する請願  
請願者 滋賀県彦根市芹橋三ノ二〇 小沢音石  
紹介議員 村上 義一君

第七部 社会労働委員会會議録第三十三号 昭和三十年七月二十七日【参議院】

昭和三十年十二月三十一日まで既得業権を認められている医業類似行為営業者に對し、当局はその期日以後における営業存続の措置を勸案中であると聞くが、医業類似行為者は多年にわたりあんま師、はり師、きゆう師等の業権を侵害してきたばかりでなく、何ら定規の學術を修めず貧弱きわまる医学知識で療病技術を施し大衆に衛生的被害を与えているから、医業類似行為者の営業存続には絶対反対であるとの請願。

第一六八八号 昭和三十年七月二十日受理  
社会保険制度の確立に関する請願  
請願者 福井市佐佳枝三町五二  
大岡町外四十二名

紹介議員 小幡 治和君

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一六八九号 昭和三十年七月二十日受理  
美容師法制定に関する請願  
請願者 福井市宝永上町一〇五  
前田小定外一名

紹介議員 小幡 治和君

美容業と理容業とは全く異なる内容を持つ業態であるにもかかわらず、理容師美容師法という同一法によつて規制されているため、種々なる不合理を生じており、とくに現行法は理容師法と美容師の名称だけを接続させた感があるが、美容師は常に理容師から圧迫を受け、業者の損失はじん大であり、法のもとに不平等であるから、美容師独自の理想を実現させるため、美容師単行法を制定せられたいとの請願。

第一六九四号 昭和三十年七月二十日受理  
クリーニング業法中一部改正に関する請願  
請願者 鹿児島市高麗町六九六  
鹿児島県クリーニング  
事業協同組合理事長  
二町栄館外一名

紹介議員 佐多 忠隆君

現行クリーニング業法は、クリーニング業に對して公衆衛生の見地から必要な指導及び取締りを行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させることを目的として制定されたのであるが、当時（昭和二十五年五月一日）は占領軍の治政下にありいわゆるG・H・Qの制圧によりわが国クリーニング業の実態に即した立法構想がわい曲されてドライクリーニング部門に重点をおいた現行法の制定をみたまふ今日に至つては關係上、クリーニング業における指導並びに取締りの円滑化と的確化及び経営並びに技術の合理化とを確立すべきであるから、本法第二条第二項中の「石油質」を「揮発性」に、同項第四項中の「ドライクリーニング」を「クリーニング」に改めるとともに第三条第二項に「その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置」の一号を加えること（この号に關しては附則に、「法律施行の日から三年の期間を経過するまでは適用しない」の規定を設けること）等の改正を圖られたいとの請願。

第一七〇〇号 昭和三十年七月二十日受理  
同問題国策樹立に関する請願  
請願者 和歌山県庁内全日本同  
和对策協議会事務局内  
藤蔵晃誠

紹介議員 竹中 勝男君 永井純一郎君 湯山 勇君 常岡 一郎君

同和地区住民の過半数は、極端なる零細農一本釣漁民、弱少規模の手工業、日雇労働等で不安定な生活を送つており、社会環境は余りにも劣悪で、これが地区内、地区外の住民の意識を決定し、差別事象の最も大きい原因となつている。しかして人権確立の民主憲法が制定され、自由と平等が明示されている今日なお依然として全国に三百万の同胞が根拠のない差別苦にあえいでいることは遺憾であるから、これが解決のため、（一）同和对策審議会の設置、（二）国立同和问题研究所、（三）国会内同和对策特別委員会の設置、（四）地方同和对策費の助成等強力なる同和国策を樹立せられたいとの請願。

第一七〇五号 昭和三十年七月二十日受理  
同問題国策樹立に関する請願  
請願者 鳥取県米子市長 野坂寛治外百七十四名  
紹介議員 永井純一郎君 三好英之君 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第一七〇〇号と同じである。

第一七〇六号 昭和三十年七月二十日受理  
優生保護法中一部改正に関する請願  
請願者 静岡市西草深町一四八  
社団法人 日本財産婦  
会静岡支部部長大木き  
ん外三十六名  
紹介議員 棚橋 小虎君  
今回、谷口議員外四議員発議の優生保

護法中一部改正に関する法律案は、受胎調節の意義徹底を期するもので、民族の優生と母体保護の見地からも必要欠くことのできない重要問題であるから、是非とも今会期中に成立を期せられたいとの請願。

第一七〇七号 昭和三十年七月二十日受理  
附添看護制度廃止反対に関する請願  
請願者 福井県柏屋郡古賀町国立療養所福寿園内 石津芳野外一名  
紹介議員 常岡 一郎君

昭和三十年年度から附添看護を廃止し、雑仕婦の定員を増員することであるが、これは附添看護を失業させるとも、少数の雑仕婦を増員ではむしろ雑仕婦の仕事が増増し、また二箇月毎の職員としての不安定な条件のもとに働かすため、業務の能率を著しく低下させ、入院患者を苦境に陥れることとなるから、附添看護制度の廃止には反対であるとの請願。

第一七〇八号 昭和三十年七月二十日受理  
附添看護制度廃止反対等に関する請願  
請願者 東京都北多摩郡清瀬町国立療養所清瀬病院内  
佐合真次  
紹介議員 常岡 一郎君

厚生省は、医療扶助並びに保険給付の節約を計るため、国立療養所の附添看護制度を廃止しようとしているが、もしこれが実施されるならば、看護内容の低下により患者の生存権を奪うことになるばかりでなく、附添看護を失業さ

せ、また雑仕婦や医療従業員に過勞を強いることになり、医療体系を根本から破壊する結果となるから附添看護制度の廃止に反対するとともに長期療養を必要とする患者を国立療養所から閉め出す入退院基準に反対し、かつ看護婦の増員及びベットの増床について善処せられたいとの請願。

第一七二〇号 昭和三十年七月二十日受理  
強制医療分業反対に関する請願  
請願者 埼玉県児玉郡児玉町八幡山二九三 鈴木喜平  
紹介議員 関根 久藏君

この請願の趣旨は、第一六五〇号と同じである。

第一七二二号 昭和三十年七月二十日受理  
社会保険制度の確立に関する請願  
請願者 群馬県高崎市新町七〇  
黒沢成実  
紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一七二三号 昭和三十年七月二十日受理  
社会保険制度の確立に関する請願  
請願者 三重県松阪市日野町  
新口貞則

紹介議員 大倉 精一君  
この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一七二四号 昭和三十年七月二十日受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市下厨川大新 菅三郎

紹介議員 小笠原二三男君

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一七二五号 昭和三十年七月二十日受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 北海道札幌市南十一条 西七 大宮兼蔵

紹介議員 木下 源吾君

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

昭和三十年八月六日印刷

昭和三十年八月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局